

第 2 次隱岐の島町総合振興計画

後期基本計画（案）

令和 7 年度～令和 11 年度



令和 7 年 3 月



後期基本計画の策定にあたって

1. 後期基本計画策定の目的	2
2. 第2次隠岐の島町総合振興計画の構成と期間	2
(1) 基本構想	2
(2) 基本計画	3
(3) 実施計画	3
3. 基本構想の概要	4
(1) まちの将来像	4
(2) 基本理念	4
(3) 基本目標	5
(4) 施策体系	6
4. 本計画で設定する人口の将来展望	7
(1) 人口目標	7
(2) 実現のための施策	7
(3) 人口推計	8
5. 前期基本計画の検証	9
(1) 人口ビジョン	9
(2) 重要業績評価指標 (KPI)	12
6. 社会情勢の変化	16
(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその後の影響	16
(2) 気象変動に伴う自然災害の頻発化・地球温暖化	16
(3) デジタル技術の進展に伴う社会全体の DX の推進	17
(4) 多様な再生可能エネルギー導入や関係人口創出等が明文化された改正離島振興法の施行	17
(5) 誰一人取り残さない持続可能な社会を実現する SDDG s の推進	18

1. 分野別の計画	19
1 – 1 ひとが輝くまち	20
0 1 子育てしやすい環境を整えます	21
0 2 将来を担う子どもたちが育つ魅力ある教育環境づくりを進めます	23
0 3 互いに認め合い、誰もが生きがいをもって活躍できるまちをつくります	25
0 4 かけがえのない文化芸術を未来につなぎます	27
1 – 2 安心して暮らせるまち	30
0 1 安心を支える医療体制を確保します	31
0 2 元気で長生きできるまちづくりを推進します	33
0 3 互いを支え合う福祉環境の充実を図ります	35
0 4 日常生活の安全を確保します	37
1 – 3 住みやすさを実感できるまち	40
0 1 快適な住環境を整えます	41
0 2 地域コミュニティのつながりと活力を育みます	43
0 3 島内をスムーズに移動できる交通環境を整えます	45
0 4 移住・定住しやすい環境を整えます	47
1 – 4 活力を生み出すまち	50
0 1 既存産業の活性化と継承を進めます	51
0 2 島の特性を活かした新たな産業を育成します	53
0 3 ひとの往来を促す離島交通の充実を図ります	55
0 4 ひとを惹きつける観光地づくりを進めます	57
0 5 島内流通の活性化を進めます	59
1 – 5 自然と共に生きるまち	62
0 1 資源が循環する島をつくります	63
0 2 島の美しい自然環境を保全します	65
1 – 6 共に創るまち	68
0 1 協働によるまちづくりを推進します	69
0 2 時代にあった行政サービスを提供します	71
0 3 財政の健全化に向けた取組を進めます	73

2 まちづくり重点プロジェクト	75
（1）個々の希望をかなえる少子化対策とまちを支える人づくりプロジェクト	77
（2）新しい人の流れづくりプロジェクト	79
（3）働き場づくりプロジェクト	81
（4）経済の好循環づくりプロジェクト	83

◇第1部 序 論

後期基本計画の策定にあたって

後期基本計画の策定にあたって

1. 後期基本計画策定の目的

隱岐の島町（以下「本町」という。）では、令和2年度に「第2次隱岐の島町総合振興計画（計画期間：令和2年度～令和11年度。以下「第2次総合振興計画」という。）」を策定し、将来像である「つながらあや つながあや 一万年の隱岐の島」の実現に向けて、各分野における施策や事業を推進してきました。

この間、全国的な少子高齢化や人口減少の進行、気候変動に伴う自然災害の頻発化、新型コロナウィルス感染症の拡大及びその後の影響、デジタル技術の進展に伴う社会全体のDX^{※1}化、離島振興法の一部改正など、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような中、前期5年間の基本的な施策を定めた前期基本計画は、令和6年度をもって計画期間が終了します。前期基本計画での取組と成果を検証するとともに、本町を取り巻く社会情勢や町政運営の課題、行政に期待される役割を踏まえ、今後5年間の後期基本計画（令和7年度～令和11年度）を策定します。

なお、第2次総合振興計画は、第2期隱岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期隱岐の島町総合戦略」という。）の内容を兼ね備えており、高い効果が期待される先導的な取組や複数の分野の連携が不可欠な取組、人口減少対策への取組などを、4つのまちづくり重点プロジェクトに位置付けています。後期基本計画の策定に併せ、これら重点プロジェクトに関連する施策についても、国や島根県の総合戦略を勘案して必要な見直しを行います。

2. 第2次隱岐の島町総合振興計画の構成と期間

第2次総合振興計画は、令和2年度から令和11年度を計画期間として、基本構想、基本計画、実施計画により構成され、人口減少対策としての第2期隱岐の島町総合戦略の内容を兼ね備えています。

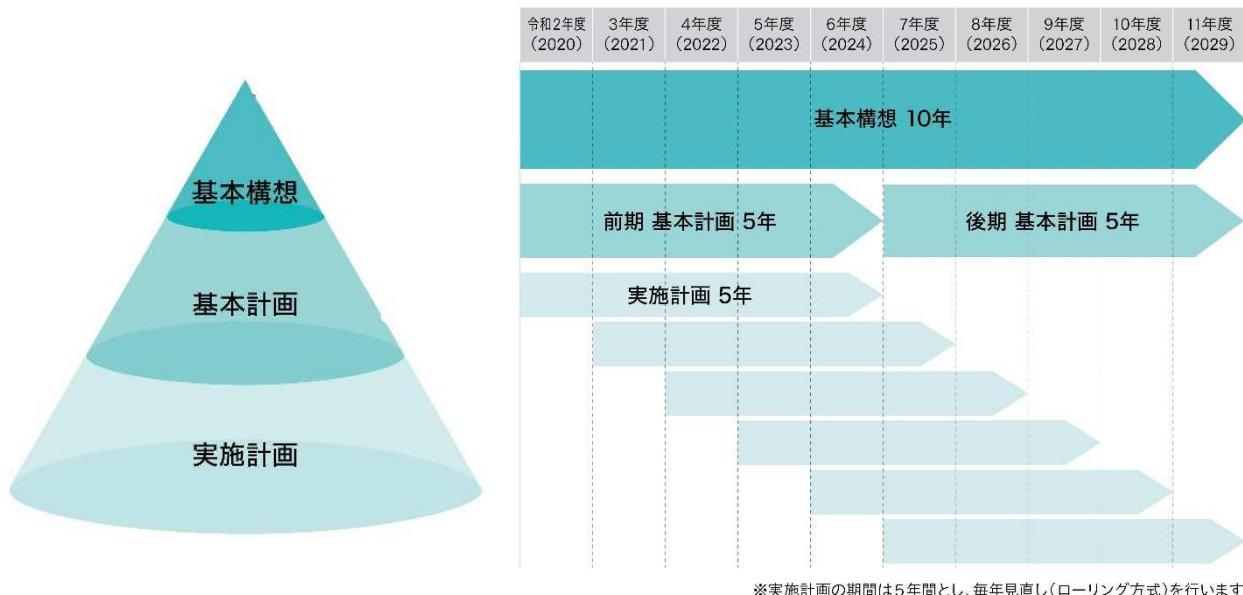
（1）基本構想

本町が目指すべきまちの将来像や基本理念、その実現に向けた基本目標を示すもので、計画対象期間は10年間としています。

※1 DX：デジタルトランスフォーメーション。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

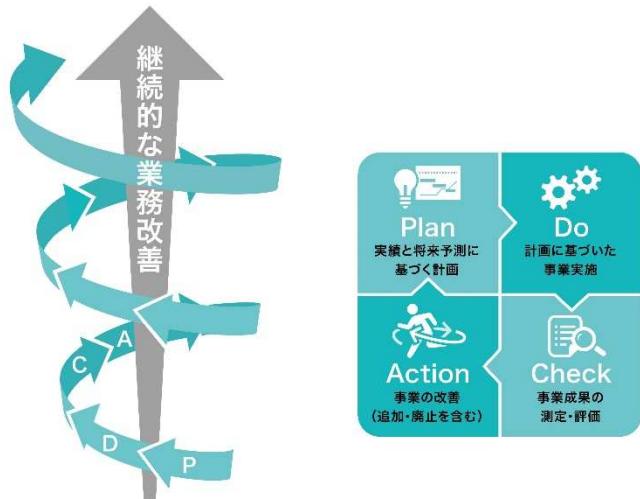
(2) 基本計画

基本構想の実現に向け、必要となる基本的な施策を体系的に整理し、取り組む内容を明らかにしたものです。計画対象期間は5年間です。令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和11年度を後期とします。



(3) 実施計画

基本計画に基づく施策を計画的かつ効率的に推進するため、具体的な事業とその年度別計画を定めたもので、計画対象期間は現年度から5年間です。社会情勢の変化等に迅速に対応するため、毎年度、PDCAサイクルを通じた評価、見直しを行っています。



3. 基本構想の概要

(1) まちの将来像

【まちの将来像】

つながらあや
つながあや
一万年の隠岐の島

現状の課題を乗り越え、明るい未来を築いていけるよう、町民全ての方々が世代や立場の違いを超えて縦横無尽につながり、隠岐 4 か町村、島根、日本、さらに世界へと、新たなつながりが広がっていくまちの実現を目指します。

(2) 基本理念

将来像の実現に向け、以下の 3 つを今後のまちづくりにおいて大切にする考え方（基本理念）に定め、必要な取組を進めていきます。

【基本理念】大切にする考え方

1. 島を愛する

一万年の歴史ある島への愛と誇りを自らが育み、その思いを日々の一つひとつの行動に変えて、島の活力を高めます。

2. 力を合わせる

目的を共有した人があらゆる枠を超えて、縦横無尽につながり、“共生のまち”的実現に取り組みます。

3. 未来へつなぐ

豊かな自然、その上に育まれた豊かな伝統と文化、産業。先人から受け継ぐこの島の豊かさを次世代へつなぐために、挑戦を続けます。

(3) 基本目標

目指すまちの姿の実現に向け、以下の6つをまちづくりの基本目標に定め、必要な取組を進めていきます。

① ひとが輝くまち

誰もが自分らしく、心豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。

② 安心して暮らせるまち

誰もが健康で、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

③ 住みやすさを実感できるまち

住み続けたい、住んでみたい、帰ってきたいと思える快適な住環境づくりを進めます。

④ 活力を生み出すまち

産業の振興と島内流通の活性化を図り、豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

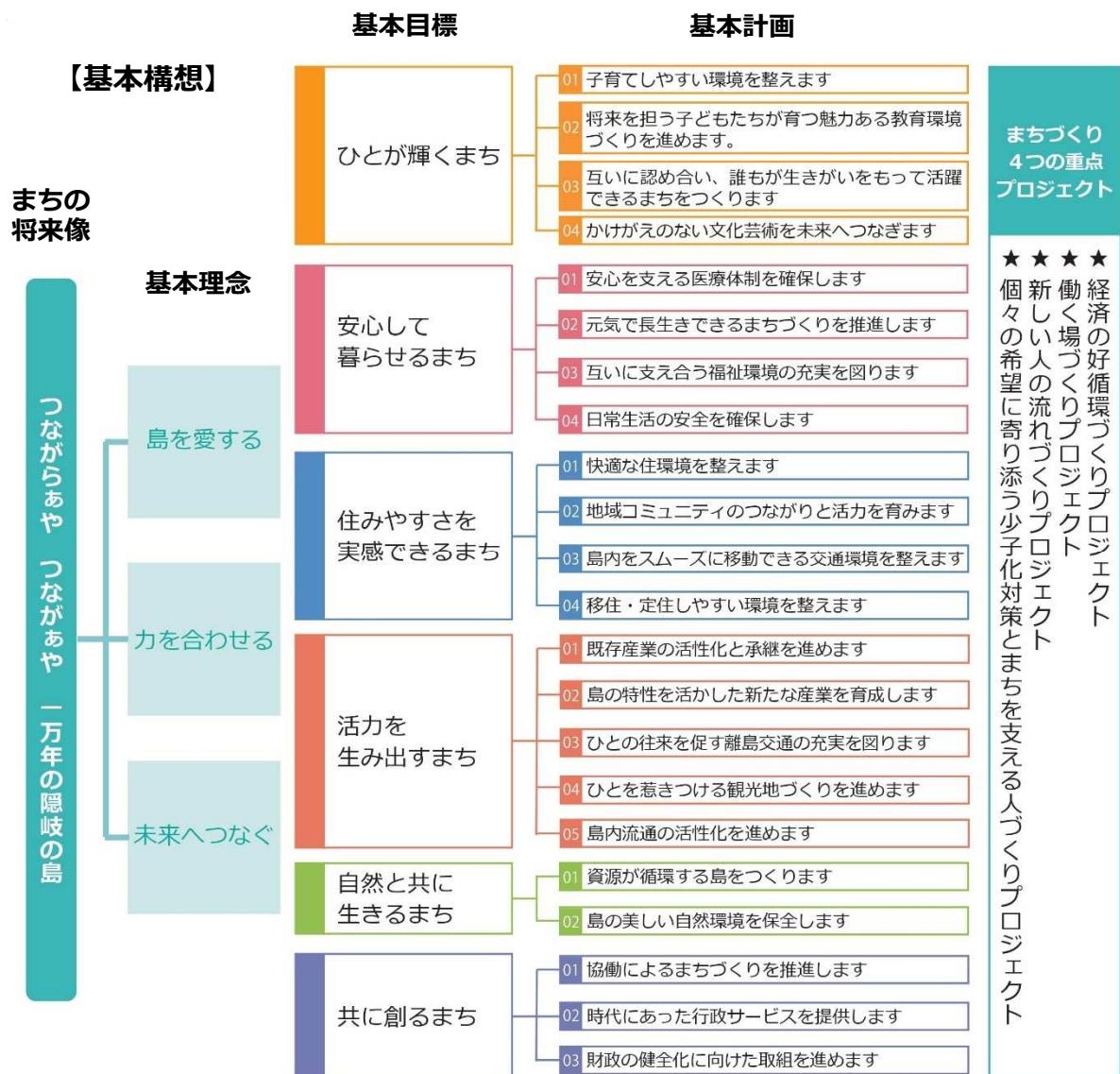
⑤ 自然と共に生きるまち

美しい自然・景観を保全するとともに、資源が循環するまちづくりを進めます。

⑥ 共に創るまち

協働のまちづくりをより一層強力に進めるとともに、質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

(4) 施策体系



4. 本計画で設定する人口の将来展望

第2次総合振興計画では、平成27年度に策定した「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第1期隠岐の島町総合戦略」という。）」で掲げた人口目標等を踏まえ、以下のような人口目標を設定し、目標達成へ向けた各種施策を推進しています。

（1）人口目標

○第1期隠岐の島町総合戦略に引き続き、令和42年（2060年）に1万人以上の人口の維持を目指すとともに、今後10年間の人口目標については、第1次総合戦略の目標値より減少幅を抑制し、令和6年度末（5年後）の人口目標を13,293人【+416人】、令和11年度末（10年後）の人口目標を12,781人【+357人】とすることを目標とする。

※【】内の数値は第1次隠岐の島町総合戦略の人口目標との比較人数

（2）実現のための施策

1. 合計特殊出生率の維持（出産・子育て支援の推進）

目標：平成30（2018）年の実績値である2.28を維持する。

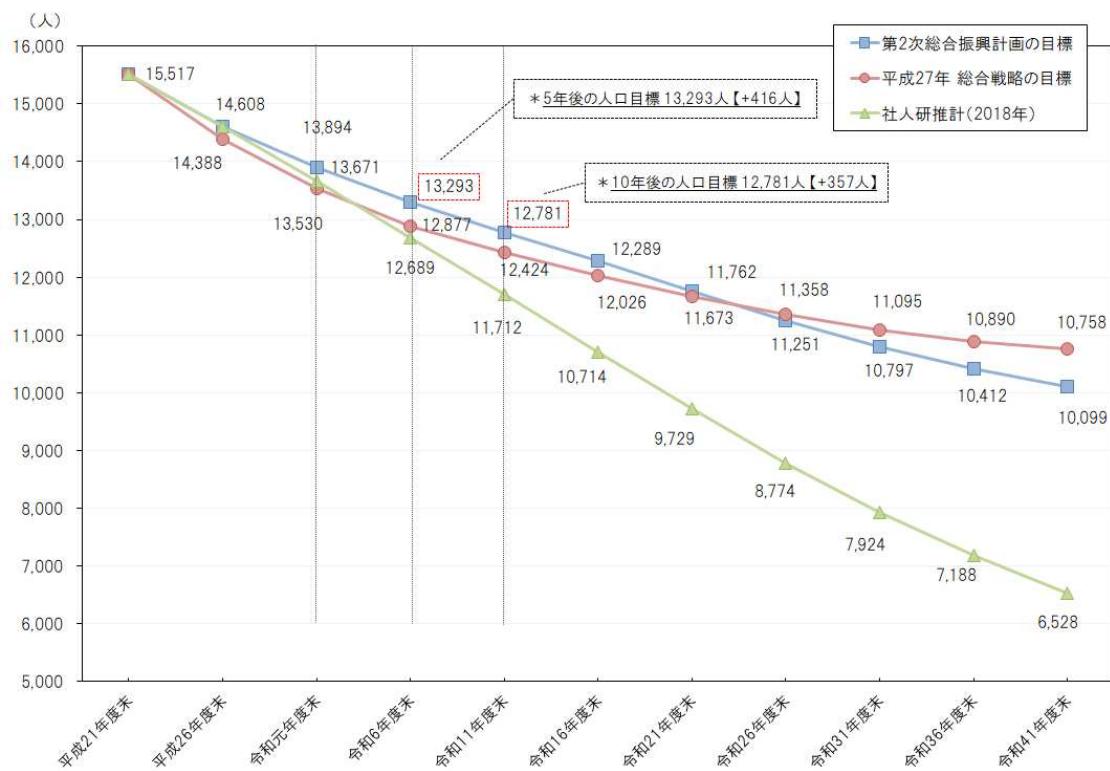
2. 社会増に向けた定住増加の確保に向けた取組

目標：令和11（2029）年度末の10年後において、現在の本町へのUターン者数に加え、さらに以下の定住者増加を確保することにより、社会増の仕組みづくりを実現する。

- ① 20代前半男女（2名）の年間12組の定住増加
- ② 20代後半女性の年間12人の定住増加
- ③ 30代子ども連れ夫婦（3名）の年間12組の定住増加
- ④ 60代定年帰郷夫婦（2名）の年間12組の定住増加

(3) 人口推計

前期人口ビジョンを策定した平成 27 年度から平成 30 年度までの人口動態実績や合計特殊出生率を反映し、令和 11 年度末での目標達成を踏まえ人口推計を行いました。



※社人研…国立社会保障・人口問題研究所の略称。人口研究・社会保障研究等を行う国の機関

人口推計の考え方

○社人研推計

- 平成 27 年（2015 年）の国勢調査の結果を踏まえ、人口の変動要因である出生、死亡、国際人口移動について、各要因に関する統計指標をもとに推計。

○平成 27 年 総合戦略の推計

- 第 1 次隱岐の島町総合戦略では、以下の方針に沿って、将来人口を推計。

令和12年(2030年)時点の目標	
合計特殊出生率	「2.23」を維持
20代後半の転入超過数	年間90人以上を確保
子育て世帯の転出数	転入数と同等

○第 2 次総合振興計画の推計

- 平成 27 年 総合戦略における将来人口推計の「社会増数」は、10 代後半の転出数を大幅に上回る社会増を想定していたが、平成 27 年度から平成 30 年度の実績を踏まえ、第 2 次総合振興計画では、隱岐の島町の実態に即して将来人口推計の仮定値を見直した。

5. 前期基本計画の検証

(1) 人口ビジョン

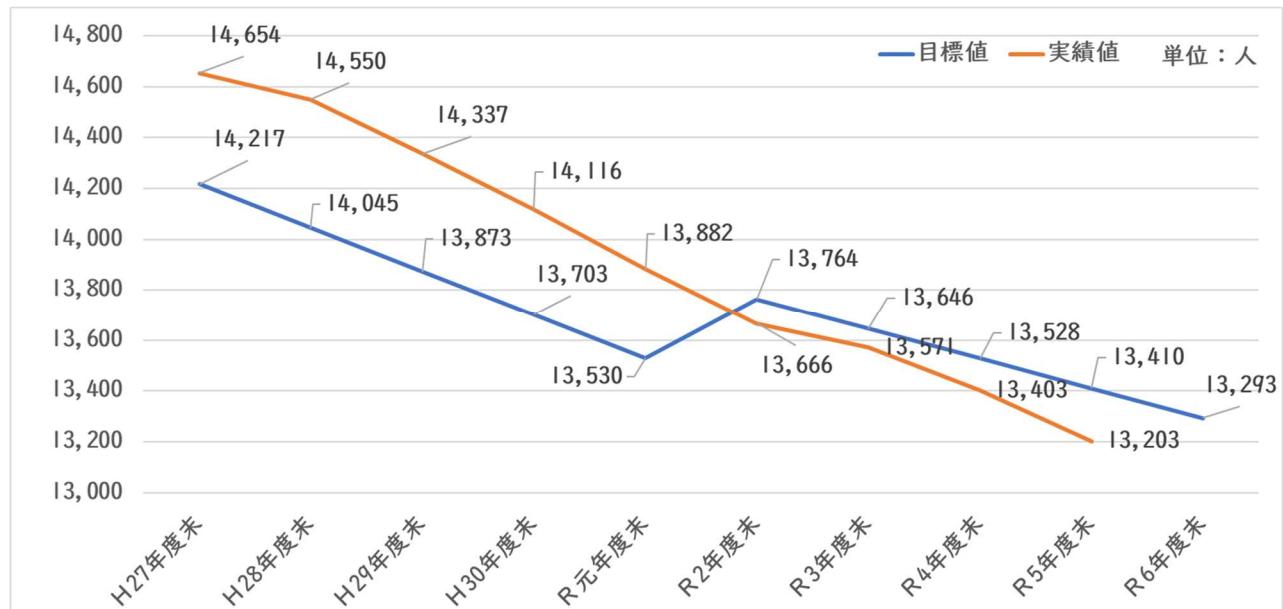
○人口の推移

令和5年度末の本町の人口は 13,203 人となり、年度別で設定した目標値 13,410 人を 207 人下回る結果となりました。毎年度、約 250 人の死亡数に対し出生数約 80 人の状況が続いている、依然として 65 歳以上の年齢層が占める割合が高い中、自然動態の状況は今後も暫く 200 人前後の減少が予想されます。人口目標の達成に向け、社会動態の状況が重要となっています。

人口の推移と目標値の比較

	単位：人											
	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末	R11年度末	R16年度末	R21年度末	R26年度末	R31年度末	R36年度末	R41年度末
目標値	13,764	13,646	13,528	13,410	13,293	12,781	12,289	11,762	11,251	11,797	10,412	10,099
実績値	13,666	13,571	13,403	13,203								
増減（前年）	▲216	▲95	▲168	▲200								

資料 実績値：住民登録（隠岐の島町町民課） ※R5年度末の実績値はR6年4月末の数値（R5年度末が閉庁日のため）



資料：実績値 住民登録（隠岐の島町町民課）

○合計特殊出生率の推移

令和5年の合計特殊出生率は、前年より0.39ポイント低下し2.03となりました。推計値(*令和7年確定予定)ではありますが、本計画で目標としている「2.28」に比べると0.25ポイント下回る状況となっております。令和4年と比較して、特に年齢20~24歳代の出生率の低下が見られます。

合計特殊出生率は、その年における世代別の女性人口により大きく変動するため、短期的な変動に気を緩めることなく、現行の出産・子育て支援策の成果を十分に検証しつつ、更なる少子化対策の取組を継続する必要があります。

合計特殊出生率

	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
隠岐の島町	2.40	2.02	2.42	2.28	2.07	2.08	1.80	2.42	2.03
島根県	1.78	1.75	1.72	1.74	1.68	1.69	1.62	1.57	1.46
国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：隠岐の島町保健福祉課調べ（推計値）
令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況

○社会増に向けた定住増加の確保に向けた取組の推移

令和6年度のUIターン者数の目標を250人と設定する中、令和5年度の実績値は230人となりました。

	UIターン者数									単位：人
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
Uターン	113	109	114	109	90	114	103	94	88	934
Iターン	24	103	113	89	105	113	129	129	142	947
計	137	212	227	198	195	227	232	223	230	1,881

資料 人口動態集計表(隠岐の島町地域振興課調べ)

UI ターン者を年代別にみると、20 代が最も多く、次いで 19 歳以下となり、全体の半数以上を若年層が占めています。なお 19 歳以下の I ターン者については、離島留学などによる生徒の転入が大半となっています。

年代別 UI ターン者数

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
~19歳	35	43	27	41	49	56	67	70	57	445
Uターン	25	19	9	15	6	12	10	12	4	112
Iターン	10	24	18	26	43	44	57	58	53	333
20～29歳	39	58	75	52	59	68	57	47	61	516
Uターン	35	32	40	30	35	38	31	27	27	295
Iターン	4	26	35	22	24	30	26	20	34	221
30～39歳	25	40	47	32	35	28	49	42	25	323
Uターン	20	26	25	15	23	19	23	17	11	179
Iターン	5	14	22	16	12	9	26	25	14	143
40～49歳	13	24	21	28	14	27	14	22	20	183
Uターン	10	15	11	16	7	12	8	12	7	98
Iターン	3	9	10	12	7	15	6	10	13	85
50～59歳	21	13	27	13	13	20	18	7	23	155
Uターン	20	8	14	7	7	10	11	5	14	96
Iターン	1	5	13	6	6	10	7	2	9	59
60歳以上	4	34	30	32	25	28	27	35	44	259
Uターン	3	9	15	25	12	23	20	21	25	153
Iターン	1	25	15	7	13	5	7	14	19	106
合計	137	212	227	198	195	227	232	223	230	1,881
Uターン	113	109	114	109	90	114	103	94	88	934
Iターン	24	103	113	89	105	113	129	129	142	947

資料：UI ターン者数調べ（隠岐の島町地域振興課）

一方で、UI ターン者数に加えて掲げた特定の定住者の令和 5 年度の実績値は、「②20 代後半女性の年間 12 人の定住増加」を除く 3 項目において足踏み状態となっています。目標達成のため、子育て、教育、雇用、住居等複数の分野が連携し、更なる社会増に向けた取組を推進する必要があります。

UI ターン者の中、特定の定住者

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
①20代前半男女2名の年間12組の定住増加	2組	0組	1組	0組
②20代後半女性の年間12人の定住増加	9人	15人	2人	12人
③30代の子ども連れ夫婦（3名）の年間12組の定住増加	2組	6組	1組	4組
④60代定年帰郷夫婦（2名）の年間12組の定住増加	1組	1組	2組	3組

資料：UI ターン者数調べ（隠岐の島町地域振興課）

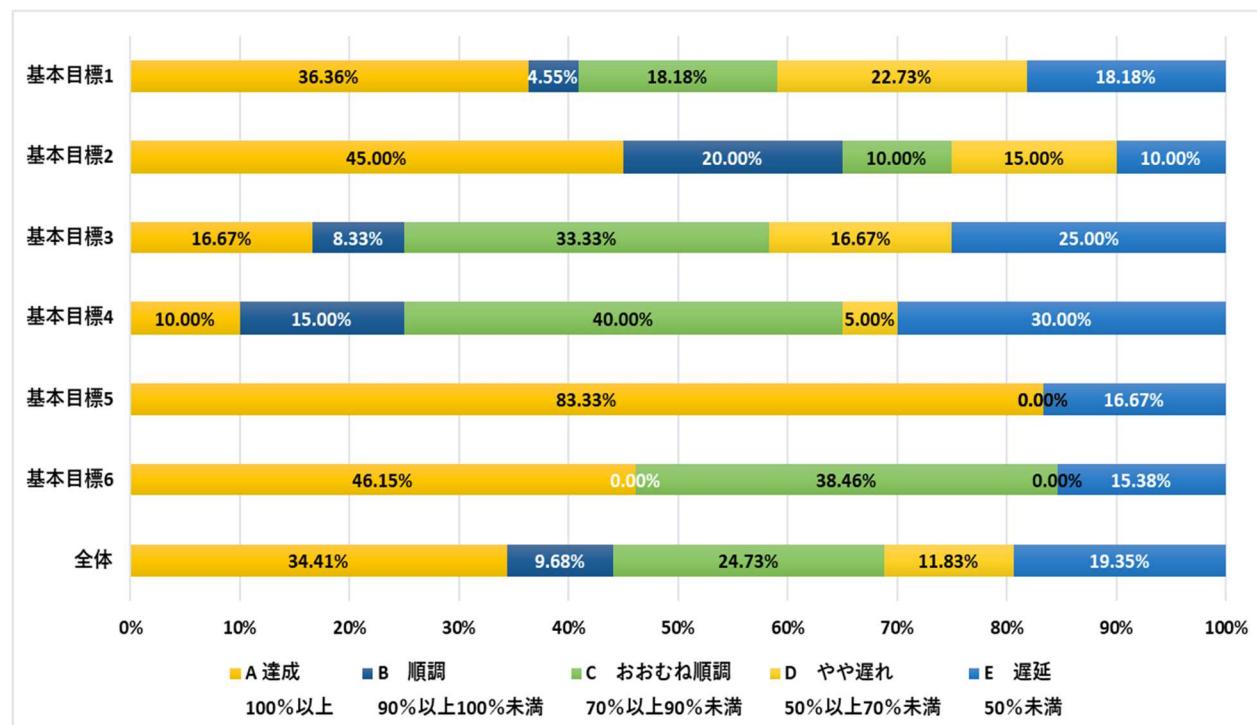
(2) 重要業績評価指標 (KPI)

前期基本計画においては、6つの基本目標、22の基本計画（施策）において、93項目の重要業績評価指標（KPI）を設定し、各種施策に取り組んできました。令和5年度の達成率は以下のとおりです。

KPI全項目を見ると、達成率100%以上のものが32項目と全体の約34%を占め、達成率70%以上のものも含めると64項目と約69%の結果となりました。なお、達成率50%未満のものは18項目と全体の約20%となっています。効果等の考察については、次ページより基本目標ごとに行います。

なおKPIの評価の目安は、令和6年度目標値に対する令和5年度（4年目）の達成率に応じて、以下の表の区分とします。

	総項目数	A 達成 100%以上		B 順調 90%以上100%未満		C おおむね順調 70%以上90%未満		D やや遅れ 50%以上70%未満		E 遅延 50%未満	
		項目数	比率	項目数	比率	項目数	比率	項目数	比率	項目数	比率
基本目標1	22	8	36.36%	1	4.55%	4	18.18%	5	22.73%	4	18.18%
基本目標2	20	9	45.00%	4	20.00%	2	10.00%	3	15.00%	2	10.00%
基本目標3	12	2	16.67%	1	8.33%	4	33.33%	2	16.67%	3	25.00%
基本目標4	20	2	10.00%	3	15.00%	8	40.00%	1	5.00%	6	30.00%
基本目標5	6	5	83.33%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	1	16.67%
基本目標6	13	6	46.15%	0	0.00%	5	38.46%	0	0.00%	2	15.38%
全体	93	32	34.41%	9	9.68%	23	24.73%	11	11.83%	18	19.35%



○基本目標1 ひとが輝くまち

全 22 項目の達成率の平均は 79.2%と、「おおむね順調」の結果となりました。

達成率 100%以上のものが全体の約 36%（8 項目）で、達成率 70%以上のものを含めると約 59%（13 項目）という結果となりました。

「合計特殊出生率」は前年度より若干減少したものの、達成率 89.0%と比較的高い水準となっています。また令和 5 年度の隱岐の島町子育て交流センターの設置により、「放課後児童クラブ受け入れ可能数」は達成率 136.4%と大きく増加しました。

「ふるさと教育の授業時数」や「学校での地域人材活用数」など、子どもたちの教育環境に係る項目及び「地域の歴史や文化に関する講座等の提供数」などの文化芸術の推進に係る項目についても達成率 100%を超えており、子育て、教育、芸術分野において一定の成果が見られます。

一方で、達成率 50%未満の項目として「出産後職場復帰奨励金活用事業所件数」や「スポーツ大会参加者数」があります。事業所を取り巻く現状と制度内容との齟齬や、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したものの、いまだに続く感染拡大、競技人口の減少等によるものと考えられます。

○基本目標2 安心して暮らせるまち

全 20 項目の達成率の平均は 87.8%と、「おおむね順調」の結果となりました。

達成率 100%以上のものが全体の 45%（9 項目）で、達成率 70%以上のものを含めると 75%（15 項目）という結果となりました。

「医師数」、「隠岐病院の診療科数」の医療体制の確保に係る項目及び「後期高齢者健康診査受診率」、「65 歳以上の平均自立期間」など高齢者の福祉に係る項目において、いずれも達成率 100%を超えており、医療、福祉分野において各種施策の成果があったと評価できます。また、「防犯カメラ設置数」、「防災訓練の実施数」など安心・安全な生活に係る項目についても達成率 100%を超えています。

一方で達成率 50%未満の項目として「国保特定保健指導終了率」や「災害危険箇所の整備率」があります。保健指導の機会の設定方法や建設業における人手不足等により低い実績数値になったと考えられます。

○基本目標3 住みやすさを実感できるまち

全12項目の達成率の平均は65.6%と、「やや遅れ」の結果となりました。

達成率100%以上のものが全体の約17%（2項目）で、達成率70%以上のものを含めると約58%（7項目）という結果となりました。

快適な住環境の整備に係る項目においては、「光回線接続率」や「公園の遊具やトイレの再整備」において達成率100%以上、「下水道普及率」も達成率96.9%と、一定の成果があったと評価できます。

また、移住・定住の促進に係る項目については、「UIターン者数」の達成率が89.2%と比較的高い結果となりました。

一方で、達成率50%未満の項目として「人口の社会増減累計数」、「小さな拠点づくりに取り組む地区数」、「補修を要する舗装延長の補修率」があります。新型コロナウイルス感染症の5類移行後の東京圏の転入超過、高齢化や人口減少による自治組織力の低下、度重なる災害の影響による他の工事の遅れ等によるものと考えられます。

○基本目標4 活力を生み出すまち

全20項目の達成率の平均は68.0%と、「やや遅れ」の結果となりました。

達成率100%以上のものが全体の10%（2項目）で、達成率70%以上のものを含めると65%（13項目）という結果となりました。

「島内開業事業者数」、「原木製材品の島外出荷量」、「子牛の出荷頭数」などの既存産業の活性化と承継に係る項目、及び「学校給食の地産地消率」、「島内小売業の販売額」の島内流通の活性化に係る項目において、達成率が約90%から100%となっており、一定の成果があったと評価できます。また、「隠岐世界ジオパーク空港の乗降客数」や「隠岐航路の利用客数」の離島交通に係る項目も達成率が80%を超えており、新型コロナウイルス感染症の5類移行による人流の回復を見て取ることができます。

一方で、達成率50%未満の項目として「島内における廃業件数」、「種苗放流魚の漁獲高」、「島外からの企業誘致数」、「隠岐の島町外国人延宿泊（島根県観光動態調査）」などがあります。高齢化等による後継者、人材不足及び物価高騰、外国人観光客のニーズとの齟齬、気候変動等による水産資源の減少等によるものと考えられます。

○基本目標5 自然と共に生きるまち

全6項目の達成率の平均は110.2%と、「順調」の結果となりました。

達成率100%以上のものが全体の約83%（5項目）という結果となりました。

「一人あたりのごみの排出量」、「リサイクル率（廃棄物量に占める再資源化廃棄物の割合）」、「再生可能エネルギーの発電量」、「環境教育・学習会の開催回数」、「環境保全ボランティア活動の実施回数」の資源の循環、環境保全に係る項目全てにおいて達成率100%を超えており、成果があったと評価できます。

一方で、達成率50%未満の項目として、「木質ペレットの製造量」があります。木質ペレットの需要の低さによるものと考えられます。

○基本目標6 共に創るまち

全13項目の達成率の平均は89.0%と、「おおむね順調」の結果となりました。

達成率100%以上のものが全体の約46%（6項目）で、達成率70%以上のものを含めると約85%（11項目）という結果となりました。

「まちづくりの計画策定への町民参加率」、「経常収支比率」、「健全化判断比率」、「積立金現在高」、「町税等の徴収率」において達成率100%を超えており、協働のまちづくり、財政の健全化において一定の成果があったと評価できます。

一方で、達成率50%未満の項目として、「年間2回以上の職員研修受講率」、「公共施設の集約化、譲渡、売却、廃止等の数」があります。職員が受講しやすい研修会の不足、公共施設の譲渡、売却等に係る需要の無さによるものと考えられます。

後期基本計画では、こうした結果を踏まえるとともに、現在の社会情勢、町民の皆様のニーズを反映した取組を展開します。

6. 社会情勢の変化

（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその後の影響

令和 2 年より全世界に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、日本国内においても拡大の一途をたどり、外出自粛をはじめとした人ととの接触機会の減少、一部業種の営業自粛、女性や非正規雇用者を中心とした休業要請、医療に関しては医療崩壊の危機等、国民生活や地域経済に大きな影響をもたらしました。

一方で、コロナ禍を契機に在宅によるリモートワーク^{※1}やオンライン会議等、インターネット環境を活用した新たな働き方が実施され、ライフスタイルの変化をもたらすきっかけともなりました。

新型コロナウイルス感染症拡大は、国内の経済、社会全体のあり方や人々の行動様式・意識など多方面に影響を及ぼしました。ウイルスを正しく理解し、正しく恐れながら、社会的距離の確保やデジタル技術の活用等による新しい生活様式を日常生活に取り入れることが必要となっています。

（2）気候変動に伴う自然災害の頻発化・地球温暖化

近年、地球温暖化の影響による異常気象により自然災害が激甚化・頻発化しており、人々の生命、財産等を脅かす状況となっています。

国際社会では、平成 27 年に約 200 か国が参加する地球温暖化対策の枠組みであるパリ協定^{※2}の採択以降、地球温暖化対策への取組が加速しています。日本においても、政府は令和 2 年 10 月に「2050 年までにカーボンニュートラル^{※3}の実現を目指す」と宣言し、経済と環境の好循環の創出を目指した取組が進められています。

地球温暖化は、気温、海水温の上昇により多様な生態系を破壊し、また漁業環境の悪化、海面上昇など、私たちの暮らしに大きな影響を与えます。

※1 リモートワーク：従業員がオフィス以外の場所で働くことを指します。具体的には、自宅、カフェ、コワーキングスペース（異なる目的を持った人々が作業スペースを共有できる空間）など、インターネット環境が整っていればどこでも仕事を行うことができます。

※2 パリ協定：平成 27 年にフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択、平成 28 年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みです。パリ協定では令和 2 年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2 度より十分低く保ち、1.5 度以内に抑える努力をする」という世界共通の長期目標が掲げられています。

※3 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量削減、脱炭素化に一刻も早く取り組む必要があります。また災害の激甚化・頻発化に対し、誰一人取り残さないための防災・減災対策に平時より取り組む必要があります。

(3) デジタル技術の進展に伴う社会全体の DX の推進

国は、令和 2 年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しました。また、令和 4 年 6 月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定し、このビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置付けられました。

自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI（人工知能）等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

(4) 多様な再生可能エネルギー導入や関係人口創出等が明文化された改正離島振興法の施行

令和 4 年 11 月に離島振興法の一部を改正する法律が施行されました。今回の改正では、離島が担う役割として、これまでの領域、排他的経済水域等の保全、多様な文化継承等の他、新たに、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用等が追加されるなど更なる離島振興対策の重要性が示されました。

振興すべき具体的施策として、これまでの医療の充実、離島交通に対する支援、通信体系の維持管理、生活環境整備の他、新たに遠隔医療、デジタル社会に対応すべく高度情報通信ネットワークの充実、多様な再生可能エネルギーの導入促進、関係人口にもつながる離島留学の推進等が明記されました。

改正離島振興法のもと、人口減少、少子高齢化、人材確保、新たな雇用創出、定住対策を推進します。

(5) 誰一人取り残さない持続可能な社会を実現する SDG s^{※5} の推進

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、誰一人取り残さない持続可能な世界を目指すために国際社会が取り組むべき共通の目標として、SDG s（持続可能な開発目標）が示されました。SDGs は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しており、そのためには、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性化が必要です。

後期基本計画においても、引き続き、全ての施策において SDGs の理念を意識した取組を推進します。

第 2 次総合振興計画と SDG s 体系図



※5 SDG s：平成 27 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と読みます。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和 12 年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲット及び、その進展を評価するための指針をもつ包括的な目標です。「貧困や飢餓、平和、ジェンダー平等、教育などの社会面」「エネルギーの有効活用、働き方改革、不平等の解消などの経済面」「気候変動や環境保護などの環境面」について、幅広く目標を定めています。

◇第2部 基本計画

- 1 分野別の計画
- 2 まちづくり重点プロジェクト

1-1 ひとが輝くまち

- 01 子育てしやすい環境を整えます
 - 02 将来を担う子どもたちが育つ魅力ある教育環境づくりを進めます
 - 03 互いに認め合い、誰もが生きがいをもって活躍できるまちをつくります
 - 04 カkehagēのない文化芸術を未来へつなぎます
-

基本計画 01

子育てしやすい環境を整えます

若い世代が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整えるとともに、まちぐるみで子育てに関わり、次世代を育む喜びが共有されるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5 (2023)	目標値 R11 (2029)	備考
合計特殊出生率 [継続]	2.03	2.28	
年間出生数 [継続]	77 人	110 人	
保育所待機児童数 [継続]	0 人	0 人	
家庭教育研修会(親学プログラム等)の実施回数 [継続]	9 回/年	15 回/年	
放課後子ども教室において体験活動を年間 10 回以上実施した教室率 [変更]	43%	100%	地域資源の活用

現状と課題

国は令和 5 年 12 月に「こども未来戦略」を策定し、子育て世代への経済的支援の強化、子ども・子育て世帯に対するライフステージ^{※1}に応じた切れ目のない支援等、少子化対策の強化を進める中、本町においても町独自に第 2 子・3 子の保育料及び副食費の無償化、学校給食費の負担軽減、令和 5 年度からは新たに入学準備支援事業を行うなど、子育て世帯の経済的負担軽減に努めています。特に多子世帯における効果が認められましたが、一方で第 1 子の出生数が減少しています。今後は結婚支援も含め、子の誕生から高校卒業まで、切れ目のない経済支援、対策が必要となっています。また子育て支援に対するニーズが多様化する中、依然として、保育士をはじめとする保育分野の人材不足や保育施設の老朽化が進んでいます。引き続き人材確保や計画的な保育施設の整備が必要となっています。

安心して子育てができる環境をつくるためには、子育てにかかわる様々な不安や悩みを解消し、地域社会全体で子どもを育てていく姿勢が重要になります。町内の各保育所や学校、公民館、地域の方々と連携した、地域交流の機会の創出、子どもを見守り・育てる環境づくりの更なる充実が求められています。

※1 ライフステージ：人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの段階

**施策の方向性と主な取組【主な担当：保健福祉課、総務学校教育課、町民課、公民館
社会教育課、地域振興課、商工観光課】**

施策の方向性	主な取組
子育てを各ステージで応援する総合的なサポートを展開します	<p>子育て世代の経済的負担の軽減に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育料・給食費等・入学準備費用の軽減 [一部新規] ○子ども等医療費助成の拡充 [継続] ○修学旅行・各種大会参加への支援 [継続] <p>多様なニーズに対応した保育事業を展開します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○延長保育・病後児保育のほか、保育中の発病時の対応など、保護者のニーズに応じた保育事業の実施 [継続] <p>産前・産後のサポートを充実します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不妊治療費助成 [継続] ○島外出産への助成 [継続] ○新生児・乳幼児訪問等を通じた産後ケアの充実 [継続] ○企業における保育・産休等の休暇制度創設に向けた支援 [新規] <p>結婚の希望を叶えるサポートを充実します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○結婚に関する相談体制の充実 [継続] ○出会いの場づくりの推進 [継続]
子育て世代包括支援センターを中心に子育てに関する相談・支援体制のさらなる充実を図ります	<p>支援・相談体制の充実化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭センター^{*1}の設置 [新規] ○子育て支援センター^{*2}事業の実施 [一部統合]
家庭、地域、企業等と連携した子育てしやすい環境づくりを進めます	<p>保育人材・保育施設を拡充します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育士、放課後児童支援員等の確保 [継続] ○既存保育施設の整備・修繕 [継続] <p>子育てしやすい職場づくりを推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所における子育て環境改善に向けた活動に関する啓発及び支援の実施 [継続] <p>関係機関との連携強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携強化 [継続] ○地域行事等を通じた子どもと地域住民との交流機会の創出 [継続]

※1 子ども家庭センター：全ての妊娠婦や子育て世帯、子どもを対象に、児童福祉・母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行う公的機関

※2 子育て支援センター：子育て中の親子が気軽に集い、交流を深めるための施設

基本計画 02

将来を担う子どもたちが育つ 魅力ある教育環境づくりを進めます

子どもたちの学ぶ意欲を引き出し、一人一人の能力を伸ばす教育環境づくりを進めるとともに、ふるさとへの愛着や誇りと、たくましく生きる力を持った将来を担う子どもたちが育つまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
ふるさと教育の授業時数 [継続]	各学級 35 時間以上/年	各学級 35 時間以上/年	
学校での地域人材活用数 (地域コーディネーター、地域講師、地域ボランティアの合計) [継続]	2,306 人/年	2,600 人/年	
放課後子ども教室において体験活動を年間 10 回以上実施した教室率 [変更] (再掲)	43%	100%	地域資源の活用
ふるさと給食の実施数 [継続]	1 回/月	2 回/月	
教育用パソコン、タブレット 1 台あたりの児童・生徒数 [継続]	1.0 人/台	1.0 人/台	
島内高等学校の入学希望者数 [継続]	129/170 人	153/170 人	定員の 9 割を目標

現状と課題

伝統行事、伝統食、季節行事などの地域資源を活かしたジオパーク学習をはじめとした総合学習などのふるさと教育の推進は、子どもたちの豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら地域課題を見つけ、学び、考えて行動に移すことのできる人材育成につながっています。今後も引き続き、学校・家庭・地域が連携、協働したふるさと教育に取り組む必要があります。

文部科学省は令和元年、全国の児童・生徒 1 人に 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する取組 (GIGA スクール構想) を開始しました。本町においても、全小中学校において、個別最適な学びの実現を目指し、児童・生徒 1 人に対し 1 台の端末、高速通信環境 (無線 LAN)、大型提示装置 (デジタルテレビ等) の整備を行いました。今後も引き続き子どもたちの情報活用能力の育成、情報通信技術の活用による分かりやすい授業の実現、教員の負担軽減のため ICT (情報通信技術) 教育の推進が必要です。

島内の高校入学希望者は定員に達していないものの、過去 5 年間、(ほぼ横ばい) 状況で減少していません。地域との連携強化による更なる高校魅力化を図り、島内高校の活性化と地域の活性化をつなげていく必要があります。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：社会教育課、総務学校教育課、公民館
商工観光課、図書館】

施策の方向性	主な取組
ふるさとへの愛着と誇りを育む教育を推進します	<p>地域全体で子どもたちを育てます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進 [継続] ○地域の「ひと・もの・こと」を積極的に活用した教育活動の推進 [継続] ○竹島領有権問題学習のさらなる推進 [継続] <p>地域資源を活かした教育を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ジオパーク学習や地域の課題発見、解決、学習等のふるさと教育の推進 [継続]
心豊かで、広い視野をもち、たくましく生きる力を育む教育を推進します	<p>地域・社会との交流を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域行事等を通じた子どもと地域住民との交流機会の創出 [継続] (再掲) ○職場体験や社会体験等のキャリア教育の推進 [継続] ○保・小・中・高校と地域の連携体制の構築 [継続] <p>心豊かな教育を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの発達の段階に応じた道徳教育の推進 [継続] <p>グローバル化に対応した人材を育みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域間交流や国際交流等の交流活動の推進 [継続]
全ての子どもたちがのびのび学ぶことのできる魅力ある教育環境を整えます	<p>安心・安全な教育環境を構築します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な子どものニーズに応じた特別支援教育の推進 [継続] ○安全・安心で快適な学習環境整備の推進 [継続] ○学校施設の適正な整備・管理 [継続] <p>情報社会に対応した教育を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学びを支える基盤となる ICT 教育環境整備の推進 [継続] ○学校図書館や ICT 機器を活用した授業の推進 [継続] <p>魅力ある教育環境を整備します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本町らしい教育の魅力化を推進する連携体制整備の推進 [継続] ○本町らしい魅力を感じられる学校づくりの推進 [継続] ○高校魅力化を促進する地域の連携体制整備の推進 [継続] ○各学校の学力向上を目指した特色ある学校づくりの推進 [継続] ○家庭教育を充実させるための学習会・研修会等の実施 [継続] <p>スポーツ・文化活動への参画を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツを通じた地域間交流の推進 [継続] ○図書館での読書普及活動の推進 [継続]
子どもたちの学ぶ意欲を引き出し、確かな学力を育む教育を推進します	<p>【学習意欲向上へ向けた取組を進めます】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の推進 [継続]

基本計画 03

互いに認め合い、誰もが生きがいをもつて 活躍できるまちをつくります

一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、それぞれの個性と能力を発揮し、誰もが家庭、地域、職場のあらゆるところで心豊かに暮らせるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
審議会等への女性委員の登用率 [継続]	20.5%	30.0%	
人権・同和教育研修会等の開催数と参加者数 [継続]	年2回 256人	年2回 400人	町推進会議主催・共催
社会教育施設利用者数 [継続]	162,038人/年	190,000人/年	図書館、総合体育館、文化会館等の合計人数
スポーツ大会参加者数 [目標値変更]	867人/年	2,000人/年	町体協主催・共催

現状と課題

人権・同和教育の推進については、多様化する社会的課題を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大に伴う人権侵害や発達障がい、性的少数者、インターネットと人権侵害等をテーマに研修会を実施しています。コロナ禍においては参加者数が伸び悩んだものの、学習機会を増やすことで参加しやすい研修会の実施に努めています。しかし、社会情勢の変化等により新たな人権課題も生じています。継続した学習機会の提供が必要です。また、障がいのある方の相談支援事業所への相談件数は増加傾向にあります。依然として医療・福祉分野における人材不足や一般企業との協力体制が十分でない等の課題もあり、引き続き、関係機関と連携した対策の検討が必要となっています。

令和3年度に第4次隠岐の島町男女共同参画計画を策定し、各種啓発活動を実施するも、審議会等への女性委員の登用率は目標達成に至っていません。あらゆる施策の決定の場に男女での異なる視点が取り入れられ、多様化する価値観を反映できるよう、引き続き女性登用率の向上に資する取組が必要となっています。

生涯スポーツの充実については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時、各種大会が開催されない状況が続きましたが、令和4年度より徐々にコロナ禍前の通常開催となりつつあります。しかし人口減少や高齢化等により、大会の存続が危ぶまれるものも生じています。誰もがいつまでも健康的な日常生活を過ごせるよう、関係機関との連携した対策が必要です。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：保健福祉課、公民館、地域振興課
社会教育課、図書館】

施策の方向性	主な取組
<p>年齢、国籍、性別、障がいの有無にかかわらず、それぞれが役割を持ち、活躍できる地域社会の実現に取り組みます</p>	<p>多文化共生社会の実現を目指します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある方の自立と社会参加への支援 [継続] ○地域間交流や国際交流等の交流活動の推進 [継続] (再掲) <p>男女共同参画社会の実現を目指します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画意識の啓発と形成 [継続] <p>地域コミュニティの強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での支え合いや見守り、助け合い活動への支援 [継続]
<p>すべての町民が人権についての理解を深め、一人一人の権利が尊重されるよう、生涯を通しての人権意識の向上に取り組みます</p>	<p>人権が尊重される地域社会の実現を目指します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講演会等の研修会開催による人権・同和教育の推進 [継続] ○関係機関、団体等と連携した人権啓発の推進 [継続]
<p>一人一人がいきいきと暮らせる生涯スポーツの充実を図ります</p>	<p>関係団体等の活動を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会体育関係団体の活動支援 [継続] ○各地区体育協会への支援、連携強化 [継続] ○競技力向上に向けた活動支援 [継続] <p>スポーツに触れる機会を創出します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツの推進 [継続] ○活発なスポーツ活動や成績の評価と公表 [継続] <p>一人一人の特性に応じた支援体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯スポーツ推進のための人材育成 [継続]
<p>すべての町民が主体的に学び、生きがいを感じられる社会教育の環境を整えます</p>	<p>社会教育推進のための環境を整備します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校等と連携した公開講座等の開催 [継続] ○地域課題の解決に向かう人づくりの推進 [継続] ○公民館の分館における自主的な学習活動への支援 [継続] ○図書館でのレファレンス^{*1}と蔵書の充実 [継続] <p>適切かつ迅速な情報提供を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館活動や分館活動の情報提供の充実 [継続]

*1 レファレンス：図書館で情報を求めて来る利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助

基本計画 04

かけがえのない文化芸術を未来へつなぎます

地域に根差した伝統文化を重んじ、後世に継承するとともに、町民の一人一人が多様な文化芸術に親しみ、創造しながら、いきいきと心豊かに暮らせるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
指定文化財数の維持と向上[目標値変更]	74 件	80 件	
文化関連展示施設の入込客数 [目標値変更]	7,526 人/年	10,000 人/年	佐々木家、郷土館、創生館の合計人数
地域の歴史や文化に関する講座等の提供数 [継続]	7 件/年	7 件/年	

現状と課題

伝統文化の継承に向けた取組については、学校教育の場に担当者が出向き無形民俗文化財の紹介や遺跡見学を行うなど、積極的な活動を行っています。こうしたふるさと教育の成果もあってか、徐々に神楽や牛突きなどにおいて若い世代の担い手が増えています。しかし、特に牛突きの保存伝承においては牛の導入や飼育の費用がかさみ、依然として担い手、人材不足の状況が続いている。引き続き後継者育成支援に取り組む必要があります。

文化財は、教育、文化、観光、地域振興に重要な役割を持つ貴重な資源でありながら、十分な活用に至っていません。資料収蔵施設や展示施設の充実、文化財の効果的な情報発信等、引き続き関係機関と連携した取組が必要となっています。

文化芸術は、町民が心豊かな生活を実現していく上で欠くことのできないものです。離島という地理的要因がある中、教育文化振興財団と連携のもと各種舞台公演等を開催していますが、費用や人材不足等により負担が大きくなっています。教育文化振興財団やその他関係機関と連携した企画、実施が必要となっています。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：社会教育課】

施策の方向性	主な取組
伝統を継承し、後世につなぐための支援に取り組みます	<p>関係団体等との連携強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財関係者との連携強化 [継続] <p>文化継承へ向けた取組をサポートします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護活動グループ等への支援 [継続] ○伝統文化保持者とその継承者の育成支援 [継続]
貴重な文化財の保存・活用を進めます	<p>文化財の適切な調査・保存を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の歴史・文化的資料の収集・保存 [継続] ○大学等と連携した学術調査の推進 [継続] ○各種文化財の調査と保護の推進 [継続] ○文化財等の資料収蔵施設の確保 [継続] <p>文化財の活用による地域の魅力向上を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財の地域資源としての活用 [継続] ○地域の歴史や文化について学ぶ講座等の開講 [継続] ○多言語による説明の取組強化 [継続]
多様な文化芸術に接する機会の充実を図ります	<p>伝統芸能への理解を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統芸能に関するイベント等の開催・支援[継続] <p>文化・芸術に触れる機会を創出します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○舞台芸術鑑賞機会の提供・支援 [継続] ○文化芸術への参加機会の充実 [継続]
町民の文化芸術に関する支援と情報発信に取り組みます	<p>文化芸術活動への支援体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種文化芸術活動に対する支援 [継続] ○教育文化振興財団との連携強化 [継続] <p>情報発信の強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報誌等を通じた文化芸術活動、イベント等の情報発信の強化 [継続]

1-2 安心して暮らせるまち

- 01 安心を支える医療体制を確保します
 - 02 元気で長生きできるまちづくりを推進します
 - 03 互いを支え合う福祉環境の充実を図ります
 - 04 日常生活の安全を確保します
-

基本計画 01

安心を支える医療体制を確保します

本土の高次医療機関との連携強化を進め、一人一人が安心して健やかに暮らせるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
島内高校生の医療系学校進学率 [新規]	19.4%	20%	

現状と課題

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、全国的に医療崩壊の危機に直面するなど特に医療従事者に多大な負担をかけました。本町においてもその状況は同様であり、町内唯一の総合病院である隠岐病院をはじめ各医療機関は厳しい状況を強いられました。また、高齢化に伴う医療ニーズの増大や、地域間の医療資源の偏在など様々な要因によって医療現場における慢性的な人手不足が深刻化しており、医療従事者の確保は大きな課題となっています。引き続き、島根県や県内大学等と連携し、医師・看護師の確保に努めるとともに、医療系の学校を卒業する学生のUターン率や定着率を高める取組を推進します。

令和6年度より、本町では、医療従事者の人材不足や少子高齢化に伴う医療・介護の需要増加の対応について、限られた医療資源を効率的かつ継続的に提供するため、隠岐病院と町立診療所の運営を隠岐広域連合に一元化しました。訪問診療や訪問看護サービスの一体的な提供が期待されます。

一次医療としての公立・民間診療所、二次医療としての隠岐病院、三次医療としての本土病院は、それぞれ連携が図られており、役割分担もされています。しかし、患者の救急搬送の際の悪天候時の対策やフェリーでの輸送環境の向上、さらには、本土への通院に伴う経済的負担の軽減等が課題となっています。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：保健福祉課】

施策の方向性	主な取組
<p>医師の招へい対策や、将来の医療スタッフの確保・定着につながる取組を強化し、医療体制の充実を図ります</p>	<p>医療人材の確保に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療職の人材確保のための地域推薦の継続 [継続] ○医療従事者を目指す高校生へのPR活動や体験学習の実施 [継続] ○県と連携した医師確保の取組強化 [継続] ○町内医療機関との連携強化 [継続] <p>医療従事者の処遇改善に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市部医師との待遇格差の解消 [継続]
<p>本土の高次医療機関との連携強化を進め、本土搬送時の町民の負担軽減を図るとともに、隠岐病院の機能の充実を推進します</p>	<p>本土における高次医療機関との連携強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本土医療機関との連携強化 [継続] ○本土医療機関搬送時の支援 [継続] ○本土の医療機関を利用する際の経済的支援の強化 [継続] <p>町内における医療機能を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隠岐病院の診療体制の充実 [継続] ○救急搬送機能の強化 [継続]
<p>隠岐病院・公立診療所・民間診療所の連携を強化し、町全体で必要な医療が受けられる環境を整備します</p>	<p>地域医療の拡充を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各医療機関等の提携強化及び機能分担の推進 [継続] ○かかりつけ医制度の普及 [継続] <p>各世代のニーズに合わせた医療体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療体制の充実 [継続] ○小児科、産婦人科等の子育て世代に関連する診療科の充実 [継続] ○退院困難者の減少に向けた対策強化 [継続] <p>適切な医療情報の提供に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民への医療情報の周知の徹底 [継続]

基本計画 02

元気で長生きできるまちづくりを推進します

一人一人がいつまでも生きがいをもって健康に暮らし、支援や介護、医療が必要であっても住み慣れた地域で自分らしい生活を営めるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
国保特定健康診査受診率 [継続]	36.0%	60%	
国保特定保健指導終了率 [継続]	4.6%	60%	
後期高齢者健康診査受診率 [継続]	28.3%	28%	
65歳以上の平均自立期間 [継続]	17.43年(男) 21.17年(女)	17.80年(男) 21.10年(女)	
平均寿命 [継続]	80.7歳(男) 88.2歳(女)	81.58歳(男) 88.29歳(女)	現状値 厚労省R2年市区町村別生命表 (R元~3年平均)
要介護認定率 [継続]	21.4%	20%	
シルバー人材センターの会員登録者数 [継続]	65人	100人	

現状と課題

誰もがいつまでも生きがいをもって健康に暮らし、住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、働き盛り世代における健康管理が重要となります。隠岐圏域において、糖尿病や高血圧、脂質異常症などの生活習慣病は増加傾向にあり、特に高齢者の割合が高くなっています。また健康診断の受診率が低く、病気の早期発見、早期治療が進んでいない状況です。働き盛り世代への健康増進、健康寿命の延伸に係る更なる取組が必要となっています。また健康づくり行動の推進については、幅広い世代へのアプローチが必要であり、個人のライフスタイルに左右されない情報の周知や健康づくりを行動化しやすい仕組みづくりが求められています。ICTを活用した健康ポイント等のインセンティブを付与する事業の実施など、検討を重ねる必要があります。

高齢者が一定の収入を得ながら地域社会の中において自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動としてシルバー人材センターの支援を行っています。環境整備や家事サービスなど、貴重な経験、知識、技能を活かした取組がなされています。地域住民からは高い評価と信頼を得ており、受注件数も年々増加していますが、会員数は微増に留まっている状況です。令和5年度から新たに介護補助サービスの提供に向けた業務が開始されました。今後も引き続き、会員確保や職種の拡大を支援するなど、高齢者が主体的に社会活動に参画できる環境づくりを進めます。

高齢者をはじめ、介護や医療が必要な方が、住み慣れた地域や家庭でできる限り自立した生活、尊厳ある生活が送れるよう、地域包括ケアシステム^{*1}の構築に努めています。医療、介護、法曹等の代表者により構成された地域包括ケア推進協議会を中心に、各分野における支援体制の構築に取り組んでいますが、今後しばらくは後期高齢者の増加が見込まれる中、更なる介護予防の充実、地域で暮らし続けるための生活支援体制の構築、医療・介護連携の強化による効率の良いサービス提供体制の確立等が求められています。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：保健福祉課】

施策の方向性	主な取組
生涯にわたり元気に過ごせるよう、疾病予防や健康増進に向けた取組を推進し健康寿命の延伸に努めます	<p>健康増進へ向けた取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した健康づくりの推進 [継続] ○ライフステージに沿った健康づくりの推進[継続] <p>健康寿命の延伸に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の推進 [継続] <p>病気の早期発見・治療のための取組を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種検診や特定健診・保健指導の充実による疾病の早期発見、早期治療の推進 [継続] ○健康増進の場の確保 [新規]
高齢者が生きがいをもつて過ごせるよう、地域活動や生涯現役での仕事づくりなど社会参加を促すための支援を行います	<p>高齢者の社会参画を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センター機能の強化 [継続] ○老人クラブ活動への支援 [継続] <p>高齢者支援のための専門人材育成に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活支援活動の推進とボランティアの育成[継続]
高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができる社会基盤を整えます	<p>高齢者を地域全体で見守る仕組みを構築します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築 [継続] ○保健・福祉相談窓口の連携と充実 [継続] ○医療機関、介護保険事業者、社会福祉協議会、民生児童委員等との連携強化によるサポート体制の充実 [継続] ○地域での支え合いや助け合い、見守り活動への支援 [継続] <p>個々人の状況に則した社会基盤整備を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅生活が困難な高齢者等の一時滞在住宅 [継続]

*1 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制

基本計画 03

互いを支え合う福祉環境の充実を図ります

子どもから高齢者、障がいのある方まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉意識の向上を図り、地域で支え合うまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
認知症サポートー数 [継続]	676 人	1,000 人	
ゲートキーパー養成研修受講者 [新規]	106 人	800 人	
待遇改善を達成した福祉職場の率 [継続]	80% (12団体/15団体)	100% (16団体/16団体)	

現状と課題

本町では、ノーマライゼーション^{※1}の実現に向け、障がいのある方や高齢者にやさしい総合的な地域支援体制の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進しています。地域包括ケアシステムの構築や地域自立支援協議会を中心とした、障がいのある方への就労支援、介護、訓練、相談支援等の福祉サービスが総合的に提供できる仕組みづくりの構築に引き続き取り組む必要があります。

生活困窮者の自立支援について、社会福祉協議会内に「あんしんセンター」を設置し、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰の影響により、相談件数が増加する中、就労支援、家計改善、住居確保支援などを実施しています。生活困窮者は、就労や心身の状況、地域社会との関係等、様々な課題を複合的に抱えています。今後も引き続き、地域の多様な関係機関、民生委員等と連携し、生活全般における包括的な相談支援に、より一層取り組む必要があります。

高齢者の見守りについては、独居や高齢者のみの世帯が増加し、家族機能が低下する中、高齢者世帯の日常生活における異変を早期に発見する仕組みづくりが重要となっています。令和4年度に隠岐の島町高齢者見守りネットワーク事業を開始し、高齢者の暮らしにかかわる関係者や事業所が日常業務の中で見守る仕組みづくりに着手しました。今後も引き続き協力事業所を増やすとともに、協力事業所との連絡会を開催するなど、地域で見守る仕組みづくりの更なる推進が必要となっています。

依然として福祉職場における人材確保が喫緊の課題となっています。福祉サービスに対する需要の増大、多様化に対応するため、引き続き就労環境や待遇改善に取り組むとともに、島根県内の介護人材養成校との連携による将来的な人材育成に努めるなど、更なる取組が必要です。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：保健福祉課】

施策の方向性	主な取組
障がいのある方が地域や家庭で安心して日常生活を送ることができるよう、地域生活や就労への支援を行います	<p>障がい者の生活支援体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実 [継続] ○障がい福祉サービス提供基盤の充実 [継続] <p>障がい者の就労をサポートします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある方の就労支援の充実 [継続] ○障がいに対する正しい知識や理解を深める啓発活動の実施 [継続]
生活困窮者に対し、関係機関との連携により自立を支援します	<p>生活困窮者のサポート体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者の相談・自立支援体制の強化 [継続] ○生活困窮者自立支援ネットワーク会議の拡充 [継続] ○就労関係機関との連携強化による支援 [継続] <p>生活困窮者の自立を支援する仕組みづくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者を把握する仕組みづくり [継続] ○最低生活費の保障を必要とする方の早期の自立支援 [継続]
福祉体制の充実を図るため、福祉従事者の人材育成・待遇改善に努めます	<p>福祉従事者の確保に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した人材確保 [継続] <p>福祉従事者の処遇改善に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉職場就労支援助成金の支給など、人材確保や処遇改善の推進 [継続] <p>福祉従事者のスキルアップを図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事業所による研修機会等の充実 [継続]
地域の支え合い、見守り、助け合いを実践できる体制づくりに取り組みます	<p>地域社会における共助意識を育みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での支え合いや助け合い、見守り活動への支援 [継続] (再掲) ○地域自主組織の育成と支援 [継続] <p>地域の実情に即した支援体制を構築します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な相談窓口・サービス調整体制の充実 [継続] ○医療機関、介護保険事業者、社会福祉協議会、民生児童委員等との連携強化 [継続] ○地域における福祉ニーズを把握するための体制の構築 [継続] <p>各種制度の周知に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度等各種制度の周知 [継続]

※1 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会が正常（ノーマル）であるとする考え方。またそれに基づく社会福祉政策

基本計画 04

日常生活の安全を確保します

交通事故、災害、犯罪などから命や財産を守り、皆で助け合いながら安全で安心な生活を送ることができるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
自主防災組織率 [継続]	25.7%	30%	
消防団員の充足率 [継続]	92.2%	100%	
防犯カメラ設置台数 [目標値変更]	37 台	40 台	
災害危険箇所の整備率[目標値変更]	26.3%	63%	
交通事故の発生件数 [目標値変更]	0 件/年	0 件/年	
防災訓練の実施数 [継続]	10 件/年	10 件/年	

現状と課題

交通安全へ向けた取組として、本町では、児童・生徒の通学路を中心とした歩道整備(歩道の設置・カラー舗装等)を実施しており、安全な歩行空間の確保に努めています。今後も歩行者等の安全確保のため計画的な整備が必要です。

本町における消費者相談は増加傾向にあり、依然として架空請求や副業に関する相談が多い中、インターネット利用による契約トラブルが急増しており、内容も複雑・多様化しています。また相談者の年齢層が高齢者から若年層に拡大する中、令和 4 年 4 月には成年年齢が引き下げられました。今後更なる消費者教育、啓発活動が必要となっています。消費者問題や防犯対策について、引き続き、隠岐の島警察署等の関係機関や地域、学校と連携した啓発、教育活動が必要です。

近年、災害の激甚化・頻発化により、甚大な被害が発生する中、離島という地理的条件も踏まえ、住民の生命・財産を守るために、日頃からの防災対策が重要となっています。本町においては、自治会単位での避難訓練の実施により災害等への意識は高まっているものの、自主防災組織の組織率は約 25%と地域の防災力として十分とは言えない数値に留まっています。引き続き町民一人一人の災害時における自助・共助の意識の醸成を図ります。また隠岐の島町地域防災計画のもと、重要水防区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の把握と町民への周知、さらには被害拡大防止のための工事を計画的に進めるなど今後も引き続き島根県等と連携し、防災・減災対策を進めます。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：危機管理室、建設課、地域振興課、保健福祉課】

施策の方向性	主な取組
交通事故を減らすため、町民への啓発や交通安全施設整備等の推進を図ります	<p>交通事故抑止のための取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教育の推進 [継続] ○関係機関と連携した交通安全運動の実施 [継続] <p>歩道・ガードレール等の整備と維持管理を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事故危険箇所を重点とした歩道の整備 [継続] ○危険箇所へのカーブミラー・ガードレール等の整備[継続]
消費者被害等から町民を守るため、関係機関と連携し未然防止に努めるほか、地域ぐるみの防犯対策に取り組みます	<p>地域における消費者・防犯教育を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門組織等と連携した講演会の実施 [一部変更] ○被害の未然防止・拡大防止のための情報提供、啓発活動の推進 [一部統合] ○地域や学校と連携した消費者教育の実施 [継続]
河川の治水対策や急傾斜地の土砂災害防止対策など、災害に強い生活環境の基盤整備を進めます	<p>正確かつ適切な災害情報の周知に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害危険箇所の町民への周知の徹底 [継続] <p>住民の命を守るための防災対策を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害危険箇所の整備事業の推進 [継続] ○警戒避難体制の構築 [継続]
町民の防災意識を高めるとともに自主防災組織化を推進し、地域の防災・減災対策を強化します	<p>地域内の防災意識向上に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災訓練の開催支援 [継続] ○防災講演会等を通じた防災意識の向上 [継続] <p>自主防災組織等の取組を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団への加入促進 [継続] ○自主防災組織の設立支援 [継続]
関係機関が連携した危機管理体制の確立や、災害から町民を守る消防・救急体制の充実を図ります	<p>危機管理体制の強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内外の関係機関との連携強化による危機管理体制の強化 [継続] ○二次・三次救急医療体制の充実 [継続] <p>住民の命を守る体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急搬送機能の強化 [継続] (再掲) ○安全な避難や緊急用車両が通行できる道路の整備 [継続]
暫定水域での漁業の安全操業と日本固有の領土である竹島の領有権を確立するため、国への要望活動や資料の収集、調査研究の充実を図ります	<p>竹島問題の解決に向けた取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○領土確立に向け、県と連携した国への要望活動の実施[継続] <p>竹島問題への理解促進に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○竹島関連の資料の収集・保存 [継続] ○国・県と連携した調査・研究の推進 [継続] ○竹島資料収集施設を活用した竹島学習の推進[継続] ○「竹島領有権確立運動隠岐の島町集会」開催 [新規] ○竹島に関する啓発活動 [新規]

1－3 住みやすさを実感できるまち

- 01 快適な住環境を整えます
 - 02 地域コミュニティのつながりと活力を育みます
 - 03 島内をスムーズに移動できる交通環境を整えます
 - 04 移住・定住しやすい環境を整えます
-

基本計画 01

快適な住環境を整えます

情報通信技術等の活用や計画的なインフラ整備を進めることで、誰もが安心して健やかに暮らしやすいまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
5G 基地局整備数 [新規]	0 基	3 基	5G 高速無線通信
空家等の活用数 [新規]	—	305 件	目標値 R7～R11 累計
下水道普及率 [目標値変更]	77.5%	95.0%	
都市公園施設の更新率 [新規]	20%	80%	

現状と課題

本町では、町内全域に光ファイバー網を整備し、光接続サービスによる高速インターネットが利用可能となりました。今後は、国が令和 12 年度末の人口カバー率 99%を目指して整備を進め、防災性向上も見込まれる高速無線通信（5G）について、通信事業者・国・県と連携し整備を進める必要があります。また町民や本町を訪れる国内外の旅行者が災害情報や観光情報等の様々な自治体情報を容易かつ安定的に入手できるよう公衆無線 LAN（Wi-Fi）の維持管理に努めており、利用者のニーズに応じたアクセスポイントの精査、検討が必要となっています。現在、全国的に AI チャットボット※1 等を活用した情報提供が行われています。行政の DX 化が進められている中、本町においても引き続き住民への行政サービス向上のため、高速インターネットを活用した分かりやすい情報提供に努める必要があります。

子育て世代の「遊びの場」として、また、町民の「健康づくりの場」として魅力的で利用したくなる公園の持続可能で適正な維持管理が必要です。公園の利用状況や現状、町民のニーズに配慮した維持管理の推進が重要となっています。

水道事業は、町内全域をカバーしていますが、今後、老朽化施設の更新や管路の耐震化等に大きな負担が必要な状況です。人口減少により料金収入は減少傾向にあり、経営の効率化及び計画的な設備更新が必要となっています。また下水道事業については、令和 13 年度に全ての集合処理区の整備を完了する予定です。引き続き接続率の向上のため、啓発活動や接続支援に取り組む必要があります。老朽化施設の計画的な更新のほか処理区の統合など持続可能な水道、下水道事業の実施が求められています。

本町には、令和 4 年度末時点で、683 戸の空家が存在しており、空家率は 7.7% となっています。これは、全国平均（13.8%）、島根県平均（10.5%）に比べると低い結果と

なっていますが、一方で老朽化が激しく、地域住民の生命、健康、財産を脅かすような危険空家も増加しています。引き続き空家の発生予防と適正管理、有効活用、危険空家等の解消に向けた取組を推進する必要があります。都市計画区域や区域内の建築制限については、区域設定後 35 年を経過しており、その間、社会構造の変化や社会基盤整備に伴い本町の都市構造は大きく変化しています。特に本町の玄関口である西郷港周辺においては、ターミナルエリアと東町・中町・西町・港町の 4 地域の通行、アクセス、滞留機能の整備及び住宅密集による防災・減災整備、空家や空き店舗の増加による居住機能の改善に取り組む必要があります。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：総務課、施設管理課、都市計画課、上下水道課
地域振興課、建設課】

施策の方向性	主な取組
情報通信技術等を活用し、行政情報等について、誰もが分かりやすく簡単に入手できる仕組みを構築します	<p>情報通信環境の整備を推進します</p> <p>▶ ○公衆無線 LAN の維持管理 [継続] ○適切な情報提供に努めます ○高速インターネット環境を活用した分かりやすい情報提供 [継続]</p>
すべての町民が憩いの場として安心して利用できるよう、公園の整備や適切な維持管理に努めます	<p>▶ 安心・安全な公園の維持管理に努めます</p> <p>○安全で使いやすい公園の効率的な維持・管理 [継続] ○町の中核・地域の拠点となる公園の整備 [継続] ○公園の有効活用の促進 [継続]</p>
安心・安全な水の供給に努めるとともに、快適な生活環境を確保するため下水道整備を推進します	<p>▶ 水インフラの整備促進を図ります</p> <p>○下水道未整備区域の整備推進 [継続] ○下水道接続率の向上 [継続] ○接続への補助 [継続]</p>
各地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進します	<p>▶ 地域特性を踏まえた都市計画を進めます</p> <p>○都市再生整備 2 期計画の策定及び西郷港周辺の整備推進 [新規] ○総合的・広域的視点に基づいた土地利用の推進 [継続]</p>
良好な住宅環境を確保するとともに、空家の有効活用や危険家屋への対応を推進します	<p>▶ 空家の利活用を促進します</p> <p>○空家利活用に関する情報提供の強化 [継続] ○関係機関と連携した空家相談体制の充実 [継続]</p> <p>危険空家への対応を進めます</p> <p>○危険空家の除去支援 [継続] ○危険空家所有者への助言・指導 [継続]</p> <p>良好な住環境を整備します</p> <p>○公営住宅の適正な整備・管理 [継続]</p>

※1 **AI チャットボット**：データやログを基に自己学習した AI（人工知能）が質問に対して回答するプログラム。ログ：コンピューターシステムやアプリケーションが動作中に生成する記録のこと。

基本計画 02

地域コミュニティのつながりと活力を育みます

地域住民が助け合って生活を営む基盤である、地域コミュニティの活性化とリーダーづくりに取り組むまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
地域提案型事業の応募件数 [目標値変更]	23 件/年	35 件/年	
「小さな拠点づくり」に取り組む地区数 [目標数値変更]	0 地区	10 地区	

現状と課題

区・自治会をはじめとする地域コミュニティは、防犯防災活動、地域文化の継承など、地域住民が助け合って生活を営む上での基盤となる組織です。しかし依然として人口減少や高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が顕著であり、今後の地域コミュニティの維持が危ぶまれる地域もあります。本町では、地域コミュニティの維持及び活性化に向け集落地域活性化事業を実施し、地域のつながりの醸成に資する自主的な取組に対して支援を行なっています。また、地域コミュニティ活動の拠点となる集会所等については、全体的に築後、年数が長く老朽化が進んでおり、コミュニティ施設等整備事業をはじめとした各種支援事業を実施し、施設の適正な維持管理に努めています。令和 2 年度に発生した新型コロナウイルス感染症感染拡大により、一時期、区・自治会等の活動が停滞しましたが、現在は、ほぼコロナ禍前の状況に戻り、各地域、特色あるコミュニティ活動がなされています。今後も引き続きの支援が必要です。

地域活性化を担う新たな人材として平成 24 年度より受け入れを開始した地域おこし協力隊の新規採用者は年々増加傾向にあります。任期終了後の定住率は、令和元年度以降 5 年連続 100% を達成しており、居住地域を拠点に観光、商工、農業、地域振興等の分野で活躍しています。また、令和 4 年度より集落支援員を配置しています。地域の実情に詳しく、集落対策のノウハウや知見を有していることから、集落の維持・活性化に資する取組を実施されています。

また、各集落の高齢化・人口減少を見据えた新たな地域コミュニティ活動や地域を担う人材育成・組織づくりへの支援が必要です。複数の地域が連携して生活に必要な機能・サービスを確保する「小さな拠点づくり」など、持続可能なコミュニティづくりについて地域住民と共に考え、取り組む必要があります。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：地域振興課、支所・出張所、公民館】

施策の方向性	主な取組
地域の連携が深まり、地域の特色を生かした自主的な取組を支援します	<p>地域コミュニティの活動を促進します</p> <ul style="list-style-type: none">○住民自治組織等の連携強化 [継続]○地域提案型事業の拡充 [継続]○地域コミュニティ活動に対する継続支援 [継続] <p>地域活動における人的支援を強化します</p> <ul style="list-style-type: none">○集落支援員・地域おこし協力隊の活用 [継続]○職員サポート体制の充実 [継続]
地域を牽引するリーダーの育成や組織づくりを推進します	<p>地域活動を行う人材のスキルアップを推進します</p> <ul style="list-style-type: none">○地域での実践的な役割を担う人材を育成するための研修会等の開催 [継続]○コミュニティ活動推進へ向けた学習会の開催 [継続] <p>地域活動のサポート体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none">○まちづくりに取り組む新たな組織の設立支援 [継続]
各集落が連携して地域活性化を推進する広域的な地域コミュニティ活動への支援の強化や、小さな拠点づくりに取り組みます	<p>地域間連携を推進します</p> <ul style="list-style-type: none">○広域連携型コミュニティ活動への支援 [継続]○地域と連携した小さな拠点づくりの推進 [継続] <p>地域活動の拠点整備を進めます</p> <ul style="list-style-type: none">○コミュニティ活動の拠点施設の整備（学校跡施設の有効活用等） [継続]

基本計画 03

島内をスムーズに移動できる交通環境を整えます

町民の生活交通に加えて、来島される方のニーズにも対応した、誰もが安心して利用できる交通環境が整備されたまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
町内のバス・タクシーの運転手数 [新規]	44 人	40 人以上	
補修を要する舗装延長の補修率[継続]	9.57%	30%	
長寿命化計画に基づく橋梁及びトンネルの適切な維持補修件数 [一部目標値変更]	橋梁 12 橋 トンネル 5 本	橋梁 22 橋 トンネル 6 本	

現状と課題

本町では、将来にわたって持続可能な公共交通体系の実現に向け、令和 2 年度に「隱岐の島町地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通会議を中心にバス路線網の再編や運行ダイヤの設定、移動手段確保等に取り組んでいます。しかし、未だ公共交通機関が行き届かない集落が存在しており、また全国的にも大きな問題となっているバス及びタクシーの運転手不足が本町においても深刻化しており、行政による対策が必須な状況です。スクールバスや福祉サービスにおける送迎等、他分野と連携した取組についても検討が必要です。引き続き、将来にわたって持続可能な公共交通体系の実現に向けた対策が求められています。

西郷港周辺のまちづくり事業に併せ、現在、当該エリアにおけるバス路線やタクシー乗り場の配置、バスターミナル整備等の検討が必要となっています。まちの玄関口としての機能や人々のにぎわいをもたらすまちづくりに即した交通計画の策定が必要となっています。また観光需要に対応した新たな交通サービスとして令和 3 年度より e-bike（イーバイク）^{※1} の貸出事業が開始されました。貸出台数は増加傾向にあり、今後の隱岐の島町内観光の利便性及び西郷港周辺から中距離の移動手段として期待されます。

国道 485 号、主要地方道西郷都万郡線、西郷布施線、隱岐空港線においては、順次、道路改良を進めています。また主要道路に連結する生活道路についても順次道路改良を進めていますが、令和 2 年、3 年に連続して発生した豪雨災害の復旧事業等により、整備計画に遅れが生じています。誰もが安心して利用できるよう、今後も引き続き各路線及び道路施設（橋梁・トンネル）の計画的な整備が必要です。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：地域振興課、商工観光課、都市計画課、建設課】

施策の方向性	主な取組
町民のニーズや観光需要に対応した交通サービスの提供を実現します	<p>地域の移動手段を確保します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町中心部を運行するバス路線の再編 [継続] ○デマンドタクシーの区域運行化 [継続] ○地域住民主体による移動手段の確保 [継続] <p>利便性の向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○航路ダイヤや高校生の登下校との接続改善[継続] ○観光需要に対応した新たな移動手段の導入[継続] ○新たな予約システム・決済方法の導入 [継続] ○西郷港周辺へのバスターミナルの整備 [継続]
公共交通の利用促進に努めるとともに、福祉部門や教育部門などの多分野と連携した効率的な交通体系を構築します	<p>他分野と連携した交通手段の確保に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクールバスを活用した移動手段の提供 [継続] ○福祉タクシー助成事業等の福祉部門との連携 [継続] <p>公共交通の持続性を担保します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材（運転手）確保に対する支援 [継続] ○先端技術を活用した公共交通の導入[継続] <p>情報発信を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民や来島者に対する情報提供の強化 [継続]
安全で快適に移動できるよう、幹線道路や生活道路を計画的に整備します	<p>道路インフラの適正管理に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の効率的・計画的な維持・管理 [継続] ○生活道路の拡幅・舗装など必要に応じた整備・更新 [継続] ○老朽化した道路施設の適切な点検と早期修繕の実施 [継続]

※1 e-bike (イーバイク)：電動アシスト機構付きの自転車。ペダルを漕ぐ力をモーターがアシストすることで、一般の自転車よりも快適に走行できる自転車です。

基本計画 04

移住・定住しやすい環境を整えます

定住人口を増やすとともに、交流人口・関係人口^{※1}を増やします。移住・定住の施策や、離島ならではの魅力の情報発信に努め、隠岐の島町のファンやサポーターを獲得し、将来的な地方移住につながる関係人口の創出・拡大による、まちの活性化を実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
U I ターン者数 [継続]	230 人/年	250 人/年	
「つながり会員」新規登録者数[新規]	280 人/年	250 人/年	R4 年度実績 191 人/年

現状と課題

人口の社会変動については、コロナ禍を経て東京一極集中が再び加速している中、本町においても、令和3、4年度と2年連続して転入者数が転出者数を上回る状況であったのが、令和5年度は転出者が転入者を大きく上回る結果となりました。一方で前期基本計画で目標としていた年間UIターン者数250人に対し、令和5年度実績は230人となつており、令和2年度以降、横ばい状況を維持しています。今後も引き続き、ふるさと島根定住財団をはじめとした関係機関と連携のもと、UIターン希望者等に対し、仕事や住まい、生活等に関する情報提供から、実際の受け入れ環境の整備に取り組む必要があります。

本町の関係人口見える化した「つながり会員制度」を令和4年度より実施しています。つながり会員とは、町外に居住する方々に対し、本町と関わり続け、本町を応援したいと思う方々を募集するもので、令和5年度末時点で471人の会員数となっています。人口減少、高齢化による担い手不足の解消、移住定住への後押しが期待できることから、会員数の拡大に向け、本町での体験イベントの企画・実施や、ふるさと納税の推進と連携した更なる取組が必要となっています。

また、様々な産業分野において後継者、人材不足が課題となっているなか、令和4年3月に隠岐の島町地域人材づくり協同組合を設立し、農業、林業、観光業、酒造業など季節ごとに繁閑が生じる労働需要に応じて働くマルチワークという新たな雇用の場を提供しています。UIターン者の移住定住を促すために、引き続き、都市部での関連イベントへの積極的な参加や情報発信の強化が必要となっています。また、移住者のニーズにきめ細やかに対応していくため、関係機関との連携による島内での多様な雇用の創出や生活スタイルに応じた住まいを提供していくことが重要となっています。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：商工観光課、地域振興課】

施策の方向性	主な取組
U I ターン者・若者の就業・起業の機会づくりに努めます	<p>ニーズに即した雇用機会の創出に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な働き場の提供 [継続] <p>地元就職率向上へ向けた取組を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内事業所の情報発信の強化 [継続] ○地元高校生の町内就職を促す取組の促進 [継続] ○集落支援員・地域おこし協力隊の活用 [継続] (再掲)
U I ターン者・若者に対して移住・定住に関する情報発信と相談体制を強化します	<p>若年層の移住・定住促進に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者層をターゲットとした情報発信の強化 [継続] ○都市部での定住情報提供の場への積極的な参加 [継続] ○町内事業所や県等関係機関との連携強化 [継続] <p>移住者が安心して生活できる環境整備を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の充実 [継続]
将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大に向けた取組を推進します	<p>町内の資源を活用した体験型事業の拡大を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島留学支援事業の推進 [継続] <p>関係人口創出へ向けた取組を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税制度の推進 [継続] ○関係人口拡大に向けた取組強化 [継続] ○受け入れ体制の強化 [継続]
U I ターン者・若者に対する空家バンク制度などを活用した住まいの確保に努めます	<p>既存ストックを活用した居住環境の整備を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空家に関する情報提供の強化 [継続] (再掲) ○未利用公営住宅等の有効活用 [継続]

※1 **関係人口**：移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人を指す言葉です。

1-4 活力を生み出すまち

- 01 既存産業の活性化と承継を進めます
 - 02 島の特性を活かした新たな産業を育成します
 - 03 ひとの往来を促す離島交通の充実を図ります
 - 04 ひとを惹きつける観光地づくりを進めます
 - 05 島内流通の活性化を進めます
-

基本計画 01

既存産業の活性化と承継を進めます

安全で付加価値の高い農林水産物の生産と隠岐の島町産品のブランド化を支える力強い第1次産業が根付くとともに、事業者の経営革新や魅力ある労働環境づくり等を通じて地場産業がしっかりと承継されるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
島内開業事業者数（商工会調べ） [継続]	－	60 件	目標値 R7～R11 累計
島内における廃業件数 [継続]	28 件/年	7 件/年	
意欲ある担い手への農地集積率 [継続]	56.4%	67%	
原木製材品の島外出荷量 [継続]	17,916 m ³ /年	20,000 m ³ /年	
米の出荷量 [目標値変更]	401 t /年	400 t /年	
子牛の出荷頭数 [目標値変更]	353 頭/年	370 頭/年	
種苗放流魚の漁獲高 [目標値変更]	155 t /年	380 t /年	カサゴ・キジハタ・マダイ
雇用対策協議会の会員数 [継続]	55 事業所	70 事業所	

現状と課題

本町は、これまで、農林業、水産業等の第1次産業を地場産業として発展してきました。そのため、将来における産業の活性化を考える際には、農林水産業の振興が極めて重要となります。本町ではこれまで、海産物を中心とした島内産品のブランド化・販路拡大、木材の島外出荷の推進や繁殖牛の増頭、また、それらを支える施設の基盤整備等を進めてきました。若い世代の定住、UIターン促進のためにも、引き続き、地域の特色・強みを活かした第1次産業の振興策に取り組み、所得の引き上げや魅力ある雇用の場の確保、創出に取り組む必要があります。

また町内における起業や事業拡大の支援については、コロナ禍の影響により厳しい経営環境が続いていましたが、令和3年度より、飲食店や宿泊、製造業、木質バイオマス発電等における起業のほか、既存事業者の事業拡大を伴う事業承継が増加傾向にあります。引き続き、国や島根県、隠岐の島町商工会等の関係機関と連携した支援が必要となっています。

島内で生産された商品の出荷体制の強化や新たな販路開拓の検討、さらには関連施設を改修する際の支援等々、課題は山積していますが、既存産業を振興する上での共通課題として、担い手や事業承継等をはじめとする島内の人材不足を早急に解消する取組を実行する必要があります。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：農林水産課、税務課、水産振興室、商工観光課
地域振興課】

施策の方向性	主な取組
農地の有効活用や園芸作物等の振興により持続可能な農業を推進します	<p>農業従事者増加へ向けた取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規担い手に対する施設等初期投資の軽減対策 [継続] ○集落営農の設立支援 [継続] ○農業経営へのサポート体制の強化 [継続] <p>農作物の付加価値向上に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主食用米から高収益作物への移行推進及びそのための圃場再整備 [継続]
繁殖牛の増頭や本町の黒毛和牛のブランド化などにより畜産業を振興します	<p>畜産業の付加価値向上に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○繁殖雌牛の品質向上と増頭 [継続] ○肥育牛育成の支援及び本町の黒毛和牛のブランド力強化 [継続] <p>遊休地の有効活用を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存公共牧野の再整備 [継続]
木材、製材の島外への出荷拡大や森林資源の多面的利用を推進し、林業の振興と森林の適正管理を推進します	<p>林業分野のマーケット拡大に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原木、製材品の海上輸送費支援の継続 [継続] ○島内産木製品の品質向上、販路拡大への支援 [継続] <p>生産拡大へ向けた支援を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○林業経営の低コスト化のための施設整備 [継続] ○特用林産物の生産振興 [継続] <p>森林資源の新たな活用を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木質バイオマスエネルギーの利用拡大 [継続] <p>森林資源の適正管理に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地籍調査の推進 [継続]
漁船の高度化、つくり育てる漁業の推進等を通じて漁業者の経営の安定化を支援します。また、漁場環境の保全に取り組みます	<p>漁業従事者の操業をサポートします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鮮魚等の海上輸送費支援 [継続] ○設備更新の際の補助制度の強化 [継続] ○安心安全な漁業関連施設の整備 [継続] <p>漁業の持続性を高めるための取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○種苗放流事業等による磯根資源の確保 [継続] ○隠岐水産高校との連携による商品の製造・販売 [継続]
地域商社の設立支援など、島内で生産された產品が安定的に出荷・販売できる仕組みづくりを推進します	<p>新たなビジネスの創出へ向けた取組を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6次産業推進のための支援策強化 [継続] ○新規販売ルートの開拓 [継続] ○地域商社等の設立支援 [継続] ○スマート・ビジネスの取組への支援拡充 [継続] ○ふるさと納税制度の推進による特産品PR [新規]
起業や事業承継、事業拡大への支援を強化するとともに、担い手確保や労働環境向上への取組を支援します	<p>町内における起業や事業拡大をサポートします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開業や事業承継のための支援策の拡充 [継続] ○設備投資や事業拡大への支援 [継続] <p>担い手確保のための取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用対策事業の活性化 [継続] ○特定地域づくり事業協同組合等の運営支援 [継続] ○地元高校生の町内就職を促す取組の促進 [継続] (再掲)

基本計画 02

島の特性を活かした新たな産業を育成します

新しい技術や島外の学術機関、企業などの力を積極的に取り入れることで、地域資源を活用した新たなビジネスが生まれるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
島外からの企業誘致数 [継続]	0 件	3 社	目標値 R7～R11 累計
地域資源を活かした産業の創出数 [継続]	1 件	3 件	目標値 R7～R11 累計

現状と課題

地域資源を活かした産業創出については、公共牧野の有効活用による畜産業の振興、豊富な森林資源を活用した島外企業による木質バイオマス事業、水産資源を活用した加工品開発等が進められています。今後も、より多くの学術機関や島外企業に本町での事業参加を促し、新たな産業を創出していくことが必要です。

多様な雇用の場を確保するため、今後も、離島という地理的条件に制約されないソフト産業関連企業等の誘致に力を入れていくことが必要です。ソフト産業の誘致は、多様な雇用の場の創出だけでなく、IT 技術等を活用することにより、本町が直面している地域課題の解決につながることが期待できます。住民、事業者のニーズを的確に捉えた企業誘致が必要です。また西郷港周辺のまちづくり事業における官民連携事業との整合性を図りながら効果的な取組を進めることができます。

隠岐高校や隠岐水産高校をはじめ、島根大学等の各種学術・研究機関に協力を仰ぎながら、新たな産品の開発等にも引き続き取り組んでいく必要があります。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：水産振興室、農林水産課、エネルギー対策室
商工観光課、地域振興課】

施策の方向性	主な取組
産官学連携により、先端技術や地域資源を活かした新たな産業の創出を推進します	<p>地域資源を活かしたブランド商品の開発を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たなブランド商品の開発促進 [継続] <p>産業振興へ向けた産官学連携を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等研究機関と連携した産業の研究開発[継続] <p>産業振興のためのサポート体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の活用に関する補助事業や相談窓口の情報発信 [継続] <p>エネルギー需要に対応した事業の創出を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーを活用した新規事業 [継続] ○木質ペレット発電事業の推進 [新規]
島の地理的制約を克服できる企業の誘致活動を積極的に展開します	<p>地域特性を活かした企業誘致を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○離島の魅力を活かした誘致戦略の立案 [継続] ○企業に対する情報発信・誘致活動の強化 [継続] ○ソフト産業の誘致促進 [継続]
企業の研修施設や学術研究機関、専門学校等の誘致活動に取り組みます	<p>高等教育機関の誘致に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島根大学等の各種学術・研究機関との連携強化 [継続] ○企業の研修及び専門学校等の誘致活動の推進 [継続] ○隠岐水産高校の実習施設を活用した水産加工品の製造・販売 [継続]

基本計画 03

ひとの往来を促す離島交通の充実を図ります

離島でありながら町民が気軽に本土を往来でき、また、島外の人がアクセスしやすい交通環境が整ったまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
隠岐世界ジオパーク空港の乗降者数 [目標値変更]	64,598 人/年	68,500 人/年	
隠岐世界ジオパーク空港の年間チャーター便利用者数 [新規]	1,956 人/年	2,275 人/年	
隠岐航路の利用客数 [継続]	249,222 人/年	300,000 人/年	西郷港の延べ利用客数

現状と課題

離島にとって航路や航空路は人の往来及び生活に必要な物資等を輸送する唯一の手段であり、令和4年11月施行の改正離島振興法においても、離島交通対策はまちづくりを進めていく上での普遍的な最重要課題として位置付けられています。隠岐の島町では、来島者に利用しやすい海上交通・空路交通を確保するため、航路・航空路運航事業者等と連携しながら、利便性の向上や利用者増加に向けた取組を推進しています。

海上交通については、既存のフェリー3隻、高速船1隻体制の維持に運行事業者とともに取り組む中、現在、フェリーしらしまの老朽化を受け、隠岐広域連合を中心に新船建造に係る行政支援の協議が着々となされています。また、西郷港周辺のまちづくり事業に係る西郷港ターミナルエリアの整備計画の検討も進んでおり、引き続き、住民のニーズに即した利便性の向上対策が必要となっています。

空路交通については、令和3年度に定期便の機材を大型化するとともに、国内チャーター便利用客の増加による空港ターミナルの増改築、悪天候時や車いす利用者等に配慮した航空機の乗降施設整備が行われました。隠岐諸島の空の玄関口として、隠岐世界ジオパーク空港が隠岐諸島の観光・産業振興の拠点となるよう、引き続き、本土空港と連結したダイヤ編成や高い搭乗率の維持及び首都圏からの誘客拡大等に取り組む必要があります。

海上交通及び空路交通の出雲便については、平成29年度より、有人国境離島法に基づいた運賃低廉化事業が施行され、町民に対しての運賃負担の軽減が図られています。今後は、町民に限らず、本土からの来島者や物資輸送、車両航路料金等に対しても運賃低廉化事業が適用されるよう、国や関係機関に強く働きかけていくことが必要です。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：地域振興課 商工観光課】

施策の方向性	主な取組
離島航路について町民や来島者が利用しやすい航路ダイヤに向けて関係機関とともに検討します	<p>住民のニーズに即した利便性向上に努めます</p> <ul style="list-style-type: none">○既存の運航体制の維持に加え、キッズスペースの確保や機内のバリアフリー化、切符売り場のシステム化等、サービス全体の向上 [継続]○西郷港ターミナル機能の向上 [継続]
航空路の増便や新規航空路線の開設、接続ダイヤの見直しを働きかけ利便性を高めます	<p>航空路線の利便性向上に努めます</p> <ul style="list-style-type: none">○新規航空路線の開設や本土空港と連結したダイヤ見直しへ向けた関係機関との連携強化 [継続]○チャーター便拡大に向けての支援 [継続]○隠岐世界ジオパーク空港のターミナル機能の向上 [継続]
航路・航空路運賃の低廉化に引き続き取り組み、利用者の負担軽減や交流人口の拡大を推進します	<p>利便性向上に向けた対応を進めます</p> <ul style="list-style-type: none">○航路・航空路運航事業者との連携 [継続]○運賃低廉化事業の制度拡充をはじめ離島交通の維持に向けての国や関係機関に対する要望活動 [継続]○交流人口拡大に向けた支援策の検討 [継続]

基本計画 04

ひとを惹きつける観光地づくりを進めます

隠岐の島町ならではの自然・歴史・文化などを活かした観光地としての魅力づくりと効果的な情報発信を通じて、観光客から選ばれ、「また来たい」と思われるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
都市再生整備計画事業の整備率 [継続]	0%	60%	
隠岐推定入島客数(隠岐ジオパーク推進機構調べ) [目標値変更]	111,451 人/年	160,000 人/年	隠岐圏域全体の入島客数
隠岐の島町延宿泊数(島根県観光動態調査) [継続]	73,534 泊/年	81,700 泊/年	
隠岐の島町外国人延宿泊数(島根県観光動態調査) [目標値変更]	130 人泊/年	450 人泊/年	
隠岐観光消費額(隠岐ジオパーク推進機構調べ) [目標値変更]	2,999 百万円/年	3,465 百万円/年	隠岐圏域の消費額

現状と課題

令和 5 年度における隠岐圏域の年間入込客数は、およそ 10 万人となっており、コロナ禍において一時 10 万人を大きく下回ったものの、回復傾向にあります。令和 4 年 4 月に隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会と隠岐観光協会が統合し、観光地域づくり法人 (DMO) 「隠岐ジオパーク推進機構」が設立されました。両組織が担ってきた環境・教育・観光の 3 つの領域の発展、振興を引き続き担いつつ、3 領域にまたがる事業を積極的に行うことにより、DMO の目指す観光地の魅力向上と地域経済の活性化を図る取組を行っています。本町には、多種多様な観光資源が存在しているにもかかわらず、十分な効果を発揮できていない状況にあります。このような状況を開拓するため、引き続き隠岐ジオパーク推進機構等の関係機関と連携した観光マーケティング戦略の見直しやターゲットを絞るなど、ICT 活用や DX 化も含めたより効果的な情報発信等、具体的な対策を進める必要があります。インバウンド（訪日外国人旅行者）に着目すると、平成 30 年時点で、432 人の外国人観光客が本町を訪れていましたが、コロナ禍において激減し、その後若干の回復を見せるも令和 5 年度は 130 人に留まっています。インバウンド対策についてを取組を充実させる必要があります。

観光客の受け入れ体制としては、観光施設や宿泊施設の老朽化や観光事業の担い手不足が深刻化しているほか、島の玄関口である西郷港周辺エリアの整備や荒天時への対応も含めた多様な体験型・滞在型観光メニューの造成等、様々な課題が山積しています。今後は、これらの課題解決に向けて関係機関と一体となった取組が必要です。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：都市計画課、商工観光課】

施策の方向性	主な取組
島の玄関口である西郷港周辺エリアについて、交通アクセスや商業活性化の機能を充実するための環境整備を推進します	<p>西郷港周辺の活性化を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生整備2期計画の策定及び西郷港周辺のまちづくり事業の推進 [新規] (再掲) ○西郷港周辺エリアの整備促進 [継続] ○西郷港周辺エリアのぎわいづくり (空き店舗の有効活用等) [継続]
食を通じた魅力づくりなど、島の特性を活かした多彩で魅力的な観光メニューを造成し、年間を通じて観光客が訪れる観光地づくりに取り組みます	<p>地域資源を活かした新たな観光商品を創出します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな観光コンテンツの創出 [一部統合] ○宿泊業商品開発支援の促進 [継続] <p>観光客のニーズに対応出来る体制を構築します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光客の「食」ニーズに応える体制づくり [継続]
隠岐ユネスコ世界ジオパークのブランド力などを活かし、本土側の空港や港と連携したインバウンド誘致を推進します	<p>ジオパークの付加価値向上に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ジオパーク中核拠点施設の活用 [継続] ○ジオパークブランドの更なる活用 [継続] <p>外国人観光客への対応を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インバウンドに対応した案内看板等の整備 [継続] ○国際便発着港との連携によるインバウンド誘致 [継続]
島とゆかりのある人や関係団体と連携した観光プロモーションや情報発信など、戦略的な誘客活動を展開します	<p>隠岐の魅力を発信するための仕組みづくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光大使・出郷者団体との連携強化 [継続] ○インターネット等を活用した情報発信の強化 [継続] ○観光関連企業と連携した観光客の誘致 [継続] ○隠岐ジオパーク推進機構(DMO)の支援 [継続]
宿泊の受け入れ体制や観光施設の充実を図り、訪れやすく満足度の高い観光地づくりを進めます	<p>ハード面での整備を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光施設・宿泊施設の老朽化対策 [継続] ○新たな観光拠点の整備 [継続] <p>観光スポットの付加価値を高めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光スポットの魅力UPの推進 [継続] <p>観光客の受け入れ体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光受け地整備の推進 [継続]

基本計画 05

島内流通の活性化を進めます

隠岐の島町で生産される安全・安心な農林水産物の恵みを島内で味わうことができ、町民が地元でつくられる製品や生産者を大切にし、地産地消を実践するまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
島内小売業の販売額 [継続]	10,719 百万円/年	13,304 百万円/年	
学校給食における地産地消率[継続]	19.4%	20%	目標値等は米以外

現状と課題

本町では、島内で収穫された農産物を学校給食の食材として積極的に活用しています。地産地消をより一層推進していくためには、宿泊施設や福祉関連施設に対しても地元農産物を安定的に供給できるよう、隠岐ふるさと直売所等との連携による野菜の販売体制の強化や新規生産者の確保など安定した生産体制を整備する必要があります。

水産業は「まき網漁業」を中心に本町の重要な基幹産業となっており、島根県でも有数の漁獲量を誇っていますが、現在、隠岐諸島の近海で漁獲された魚介類のほとんどが本土の港で水揚げされている状況にあります。島外への出荷推進を図りつつ、島内での地産地消を推進するため、地元での消費拡大を図ることが重要であり、島内飲食店や地元産魚介類取扱店において消費拡大に資するPRを行っています。引き続き地元店舗での販売拡大や消費者への魚食普及活動等、島内消費の環境づくりに取り組む必要があります。

島内商工業の事業者は地域に密着した存在として、地域内経済の循環や雇用機会の創出等、地域振興に大きな貢献を果たしています。特に商業については、近年のインターネット販売の普及による売り上げの減少、また、後継者不足による事業承継等、多くの課題を抱えています。今後も引き続き、島内の小売店で販売している商品の地元購買率を高めるため、住民の方々への周知や事業者の経営安定化、DX化に向けた支援が必要です。また、キャッシュレス決済など消費者のニーズに即した利便性の向上など、島内事業者や隠岐の島町商工会等と連携しながら地域内経済の循環を促す取組を進めていく必要があります。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：農林水産課、商工観光課、水産振興室】

施策の方向性	主な取組
<p>地元産品の生産振興や地元産品を用いた製品開発などに積極的に取り組み、それらが島内で消費されやすい仕組みづくりを構築します</p>	<p>地元産品の流通促進を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内需要に対して安定供給が可能な体制づくり [継続] ○地消地産・地産地消等の推進 [継続] ○「道の駅」の整備 [継続] <p>生産者等への支援体制を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6次産業化の推進のための支援策強化 [継続] (再掲) ○事業者間連携の支援 [継続] ○小規模野菜生産者の育成支援 [継続]
<p>地元商工業の振興を図るため、生活関連商品の地元購買率を高める取組を推進します</p>	<p>関係機関との連携強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商工会等と連携した地元購買対策の推進 [継続] <p>利便性向上に向けた取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○キャッシュレス決済の導入推進 [継続] ○消費者ニーズに合った店舗整備の支援 [継続]
<p>隠岐でとれた新鮮な魚介類を、島内で消費できる環境づくりを支援します</p>	<p>宿泊・飲食事業者との連携を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内宿泊施設や飲食店での利用促進 [継続] <p>活発な情報発信を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係団体と連携した魚食普及活動の推進 [継続] <p>海産物の流通促進を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鮮度維持のための設備強化 [継続] ○島内需要に対して安定供給が可能な体制づくり [継続] (再掲)

1-5 自然と共に生きるまち

- 01 資源が循環する島をつくります
 - 02 島の美しい自然環境を保全します
-

基本計画 01

資源が循環する島をつくります

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践が定着するとともに、再生可能エネルギーの普及を通じて、資源が循環し、環境と経済が両立するまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
一人あたりのごみの排出量 [目標値変更]	769 g/人日	740 g/人日	
リサイクル率（廃棄物量に占める再資源化廃棄物の割合）[目標値変更]	9.1%	13%	
木質ペレットの製造量 [継続]	276 t/年	1800 t/年	
再生可能エネルギー発電量 [目標値変更]	5,486kW/年	21,400kW/年	

現状と課題

隠岐の島町のリサイクル率は、島根県内及び全国の離島と比較して低い傾向にあり、その要因として、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が、町民に十分に浸透していない状況があると考えられます。本町における、ごみの発生と排出の抑制及びリサイクルの促進、適正処理の確保を目的に隠岐の島町一般廃棄物処理実施計画を策定し、令和元年度よりその取組を推進しています。それに先駆け、令和5年度より、一般家庭のごみの収集方法を指定ごみ袋制度に移行し、また一般廃棄物処理に係る手数料の改定を行ったところ、ごみの排出量は前年度に比べ可燃ごみが29%、不燃ごみについては58%の削減となり、資源ごみの排出量及びリサイクル率も大きく増加しました。今後も町民の皆様の意識の変化を踏まえ、ごみの減量化及び再資源化に取り組むとともに、広報誌や出前講座等による周知啓発、教育活動の推進が必要です。

また本町では、木質バイオマス発電や風力発電、太陽光発電等の自然エネルギーの活用を推進する中、令和5年度に隠岐の島町地球温暖化対策実行計画を策定し、同年、ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。2050年（令和32年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標に各種施策に取り組んでいます。今後、民間事業者による木質ペレットを燃料とする発電事業が開始されるなど、さらなる再生可能エネルギーの導入が見込まれます。引き続き、持続可能な隠岐の島町を目指した再生可能エネルギーの積極的な導入が必要です。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：環境課、エネルギー対策室】

施策の方向性	主な取組
ごみの減量化・資源化に引き続き取り組むとともに、適正に処理するための施設整備を推進します	<p>資源の再利用を推進するための仕組みを構築します</p> <ul style="list-style-type: none">○ごみの回収方法の見直し [継続]○家庭ごみの減少に向けた食品ロスの低減方策の普及 [継続] <p>環境問題に対する意識改革を進めます</p> <ul style="list-style-type: none">○小・中・高校等における環境教育の推進 [継続]○環境問題に関する啓発活動の強化 [継続] <p>廃棄物の適正処理に努めます</p> <ul style="list-style-type: none">○効率的に処理できる施設の整備 [継続]
自然に恵まれた環境を活かし、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及を推進します	<p>再生可能エネルギーの利用促進を図ります</p> <ul style="list-style-type: none">○再生可能エネルギーによる発電量の増加対策 [継続]○蓄電システムの導入検討 [継続]○木質ペレットの活用の拡大 [継続]○立地環境を活かした再生可能エネルギーの導入促進 [継続] <p>住民の意識改革を図ります</p> <ul style="list-style-type: none">○脱炭素社会の構築に対する啓発活動 [継続]

基本計画 02

島の美しい自然環境を保全します

自然環境と一体となった隠岐の島町の暮らしや営みを大切に思う意識と行動が町民全体に定着し、自然、景観が大切に保存・継承されるまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
環境教育・学習会の開催回数[継続]	12回/年	12回/年	
環境保全ボランティア活動の実施回数 [継続]	39回/年	40回/年	

現状と課題

自然環境や景観の保全を図るため、環境省や島根県、隠岐ジオパーク推進機構と連携のもと、地元高校生や小学生等を対象に環境教育・環境学習を行なっています。海岸漂着ごみの回収ボランティアが減少する中、高校生や小学生等の参加が増加しており、環境保全、保護の意識の醸成につながっています。今後はさらに中学生や広く一般の方々への環境教育活動を推進する必要があります。

島内の生態系を脅かす特定外来生物については、オオキンケイギクを中心に適宜駆除を行なっており、各関係機関と連携した活動や、地域住民の協力により、生育面積は509.9m²から139.1m²と減少しました。しかし、その他の特定外来生物については、調査等が十分に行われていないため、生育調査や駆除方法の検討が必要となっています。また近年、隠岐ジオパーク推進機構が中心となりナゴラン等の希少植物の分布調査を実施し、令和4年度からは島根県の絶滅危惧種であるハマナスの再生活動を地元小学校も一緒になって取り組んでいます。本町が有する独特で魅力ある生態系維持のため、今後も引き続き関係機関や団体と連携した取組が必要です。

自然公園施設は多くが老朽化しており計画的な修繕、整備が必要となっています。今後も引き続き大山隠岐国立公園満喫プロジェクトや自然環境整備交付金事業等を活用し、施設の維持修繕等を行う必要があります。海岸漂着ごみの回収については、これまで沿岸地域の住民が中心となり実施していましたが、地域によっては、人口減少や高齢化により継続したごみの回収が困難となっています。島民が一体となったボランティア活動や関係人口の取組など、ともに支え合う仕組みづくりが必要となっています。また依然として島内のごみの不法投棄が後を絶たない状況です。隠岐諸島は、その地質学的な成り立ちや、独自の生態系、受け継がれてきた人の営みが評価され、ユネスコ世界ジオパークに認定された貴重な島です。その保全、継承に今後も引き続き取り組みます。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：環境課、都市計画課】

施策の方向性	主な取組
<p>多様な生物の生息、自然環境の保全を図るとともに、町民の環境への意識を高めるための取組を推進します</p>	<p>自然環境保護へ向けた啓発活動を進めます</p> <ul style="list-style-type: none">○環境教育・環境学習の推進 [継続]○環境保全へ向けた情報発信の強化 [継続] <p>専門機関と連携した調査・研究を推進します</p> <ul style="list-style-type: none">○関係団体と連携した特定外来種の駆除活動の推進 [継続]○大学等と連携した生態系の調査 [継続] <p>希少な動植物の保護に努めます</p> <ul style="list-style-type: none">○ナゴラン等の希少植物の保護・活用 [継続]
<p>島の恵まれた自然を保全していくため、景観に配慮した調和のとれたまちづくりを推進します</p>	<p>良好な景観を維持するための仕組みづくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none">○景観との調和を目的とする景観計画の策定[継続]○関係機関と連携した不法投棄防止の強化 [継続] <p>環境美化活動を推進します</p> <ul style="list-style-type: none">○町民の自然保護活動への支援 [継続]○環境美化活動の推進 [継続]

1-6 共に創るまち

- 01 協働によるまちづくりを推進します
 - 02 時代にあつた行政サービスを提供します
 - 03 財政の健全化に向けた取組を進めます
-

基本計画 01

協働によるまちづくりを推進します

まちが目指す将来像を町民と共有しながら、その実現に向けた取組を町民、企業、団体、行政等が互いの立場と役割を理解し、認め合いながら、共に推進するまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
NPO 団体数 [継続]	4 団体	6 団体	
まちづくりの計画策定への町民参加率 [継続]	100%	100%	

現状と課題

隠岐の島町では、平成 18 年に町民主体のまちづくりを推進することを目的として「隠岐の島町まちづくり基本条例」を制定しました。以来、本条例の基本理念として掲げた、「情報の共有」「町民の自主的参加」「相互理解」を尊重したまちづくりを進めてきました。今後も引き続き、これらを踏まえた分かりやすく開かれた広報・広聴活動の実施や各種計画策定への住民参画の機会を充実させるなど、協働意識の醸成を図りながら、町民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

広報活動については、現在、町の広報誌、ホームページ、防災行政無線のほか、令和 6 年度よりデータ放送を活用した自治体広報サービスを導入し、テレビの d ボタンを利用した情報発信を開始しました。一方、総務省調べによるインターネット利用状況を端末別にみると、スマートフォンがパソコンを大きく上回る結果となっています。今後の国のデジタル化の推進状況や、町民参画ができる SNS^{※1} 等の活用状況にも注視しながら、広報媒体を検討していく必要があります。

防災や防犯、高齢者の見守り、子育てなど、地域社会に期待される役割は今後も大きく、近年では自治会のほか、ボランティア団体や NPO など様々な地域活動団体の活躍が期待されます。町民による自主的なまちづくりを推進していくために、本町においても、ボランティア団体や NPO をはじめとする地域活動団体の設立・育成や団体間の相互連携を積極的に進めていくことが必要です。

※1 SNS : 人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス

施策の方向性と主な取組 【主な担当：総務課、都市計画課、地域振興課】

施策の方向性	主な取組
<p>まちづくり基本条例の趣旨に沿って、町民と常に情報共有し町民参加のまちづくりを推進します</p>	<p>官民一体でのまちづくりを行います</p> <ul style="list-style-type: none">○各種審議会・委員会等への町民参画の推進 [継続]○各種計画における P D C A サイクルへの町民参画の推進 [継続]○多様な広聴活動による意見聴取の実施 [継続]○民間活力を活用した公民連携のまちづくりの推進 [新規] <p>情報の適正管理に努めます</p> <ul style="list-style-type: none">○公文書の適正な管理 [継続] <p>積極的な情報公開に努めます</p> <ul style="list-style-type: none">○広報媒体の充実により誰もが利用しやすい情報提供や情報共有化の推進 [継続] <p>若年層のまちづくりへの参画を促進します</p> <ul style="list-style-type: none">○児童・生徒のまちづくりへの参画促進 [継続]
<p>NPO など、まちづくりを担う組織の育成・支援を推進します</p>	<p>まちづくり団体への支援拡充を進めます</p> <ul style="list-style-type: none">○地域住民等の自主的活動の促進 [継続]○NPO 設立に関する相談・助言の実施 [継続]○公共的・公益的な活動に対する支援充実 [継続] <p>各種団体との連携強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none">○各種団体の相互連携の推進 [継続]

基本計画 02

時代にあった行政サービスを提供します

一人一人の職員が高い意欲と能力を身につけ、情報通信技術等を積極的に活用しながら、多様なニーズに的確に対応できる行政サービスを提供するまちを実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
年間2回以上の職員研修受講率 [目標値変更]	49.1%	70%	
人事評価における目標達成職員の割合 [継続]	85.0%	100%	
情報通信技術を導入した業務数 [目標値変更]	8件	50件	

現状と課題

人口減少社会の到来、防災意識の高まり、情報化・グローバル化の進展等の社会情勢の変化に伴い、住民にとって身近な行政組織である地方自治体に対する期待は益々高くなっています。また、これら社会情勢の変化により生じる、新たな行政課題に対応できる持続可能な自治体経営を進めていくための基盤強化を図ることが求められています。

産業振興、子育て支援、医療・介護・福祉サービスの充実、教育環境など町行政のあらゆる分野でのICTの利活用が進みつつあります。今後も引き続き行政サービスの向上及び住民の方々や企業の事業負担の軽減や利便性の向上ための自治体DXを推進します。

本町においても、多様化・複雑化する町民のニーズに対して必要な行政サービスを的確に提供できるよう、職員一人ひとりの資質向上を図るとともに、選択と集中の徹底による事業の実施、社会情勢の変化に柔軟に対応できる行政組織の見直し、情報通信技術の積極的な活用などにより、限られた資源（ひと・もの・かね）で効率的・効果的な行政運営を進めていくことが重要となっています。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：総務課、町民課】

施策の方向性	主な取組
様々な研修機会を確保し、新たな行政課題に果敢に挑戦できる創造性豊かな職員の育成に努めます	<p>行政職員のスキルアップに努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の企画力・コミュニケーション能力を高めるための研修・講演会の開催 [継続] <p>他の自治体との連携を強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他自治体等との人事交流の推進 [継続]
組織全体の士気高揚と公務能率の向上につなげるため、人事評価制度の充実を図ります	<p>行政職員の公務能率の向上に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○より公正な評価にむけた人事評価制度の構築 [継続] ○職場環境の改善 [継続] ○組織内の情報共有の徹底 [継続]
多様化する町民ニーズに応えられるよう効率的な行政組織の見直しを行います	<p>住民の多様な意見に耳を傾けます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民ニーズ把握のための仕組みづくり [継続] <p>住民ニーズに即した組織体制を構築します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政組織の適時見直し [継続] ○横断的組織体制の構築 [継続] ○職員定数の適正管理 [継続]
行政サービスの利便性を高めるため電子自治体 ^{※1} の推進に取り組みます	<p>IT 技術等を活用した利便性向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICT 環境の整備推進 [継続] ○OAI 等の導入検討 [継続] ○マイナンバーカードの普及促進 [継続] <p>情報社会に対応した行政職員を育成します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子化に対応できる職員の育成 [継続]

※1 電子自治体：コンピューターやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、町民の方々や企業の事業負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効果的・効率的な自治体を実現しようとするもの。

基本計画 03

財政の健全化に向けた取組を進めます

まちが目指す将来像を町民と共有しながら、選択と集中による効果的な財政投入を進めるとともに、積極的な歳入確保を通じて健全な行財政運営を実現します。

KPI

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
経常収支比率 ^{※1} [継続]	89.4%	90%以下	
健全化判断比率 [継続] ○実質公債費率 ^{※2} ○将来負担比率 ^{※3}	実質公債費比率 12.1% 将来負担比率 137.5%	実質公債費比率 15%以下 将来負担比率 150%以下	
積立金現在高 [継続]	41.8 億円	30 億円以上	
ふるさと納税額 [目標値変更]	45,914 千円/年	100,000 千円/年	
遊休施設の利活用数 [新規]	—	2 件	目標値 R7～R11 累計
町税等の徴収率 [継続]	99.3%	99%以上	

現状と課題

本町の財政状況については、150 億円前後で推移していた決算規模は、新庁舎整備事業や清掃センター改修事業などの大規模事業を実施したことに加え、令和 2 年、令和 3 年と続いた大規模災害への対応や、新型コロナウイルス感染症対策などにより、ここ数年は 180 億円前後の規模となっています。それでも、本計画に基づき、長期的な視点に立った持続可能な財政運営により、主な財政指標はおおむね目標値を達成しています。しかし今後、西郷港周辺まちづくり事業や一般廃棄物最終処分場整備など町が進める大規模事業のほか、広域連合による隠岐航路フェリー建造、消防無線デジタル化、病院運営などに係る負担の増加が見込まれ、財政指標は現状より後退する見込みとなっています。物価高騰や人件費上昇による財政の硬直化が想定される中、今後の事業を着実に推進するため、民間活力の導入や新たな財源確保に努めていく必要があります。

本町では、平成 29 年に策定した「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」を令和 6 年に改訂し、町が保有する施設のさらなる適正管理に努めています。公共施設等の実態を正確に把握するとともに計画的かつ効率的な整備を行うことで施設の寿命を延ばし、併せて施設の利用促進や統廃合を進めることで維持管理費や更新費用の軽減を図る必要があります。

施策の方向性と主な取組 【主な担当：総務課、地域振興課、財政課、税務課、施設管理課】

施策の方向性	主な取組
<p>長期的な視点に立った持続可能な財政運営と町税等の適正な収納等により財源の確保に努めます</p>	<p>民間活力の導入を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務委託など民間活力の導入促進 [継続] <p>適正な施策評価を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業評価システムの充実による事務事業の整理・合理化 [継続] <p>新たな財源確保に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の補助制度など、外部資金の調達の推進[継続] ○滞納整理の強化による適切な町税等の確保[継続]
<p>全ての町有施設について効率的・効果的な施設のマネジメントを進めます</p>	<p>公共施設の適正管理の仕組みを構築します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の管理運営体制の整理 [継続] ○公共施設のファシリティマネジメント^{※4} の導入 [継続] ○施設の廃止・譲渡等に向けた取組の推進 [継続]

※1 経常収支比率：毎年見込まれる収入（交付税など）に対する、常に必要な支出（人件費など）の割合を示すもの。90%を超えると危険とされています。

※2 実質公債費比率：一般財源の規模に対する公債費（借金の返済額）の割合を示すもの。25%を超えると借り入れが制限されます。

※3 将来負担比率：一般財源の規模に対する将来負担すべき負債（借金の残高等）の割合を示すもの。市町村の危険ラインの基準は350%となっています。

※4 ファシリティマネジメント：自治体が保有する施設・設備を経営的視点に基づき、コストの最小化や施設効用の最大化を図るため、総合的・長期的視点から適正に管理・活用する手法

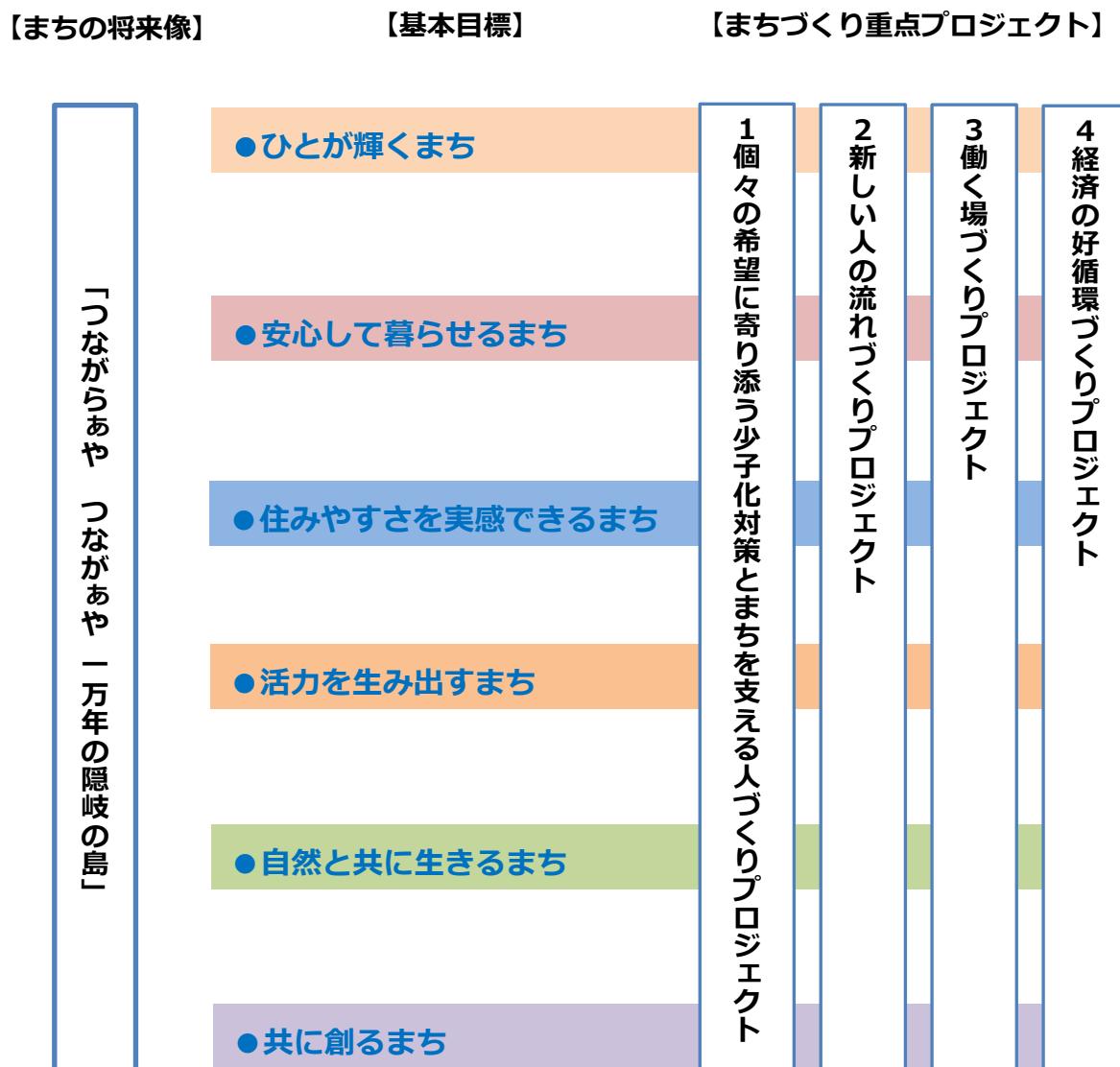
2 まちづくり重点プロジェクト

- 01 個々の希望に寄り添う少子化対策とまちを支える人づくりプロジェクト
 - 02 新しい人の流れづくりプロジェクト
 - 03 働く場づくりプロジェクト
 - 04 経済の好循環づくりプロジェクト
-

2 まちづくり重点プロジェクト

目指すべきまちの将来像の実現に向け、高い効果が期待される先導的な取組、複数の分野の連携が不可欠な取組、高い波及効果が期待される取組などを「まちづくり重点プロジェクト」に設定します。

なお、まちづくり重点プロジェクトは、相互に関連し、まちの将来像を実現していくうえでの共通課題となる人口減少対策への取組を示すものもあり、「第2期 隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における重点プロジェクトとして位置付けます。



(1) 個々の希望に寄り添う少子化対策とまちを支える人づくりプロジェクト

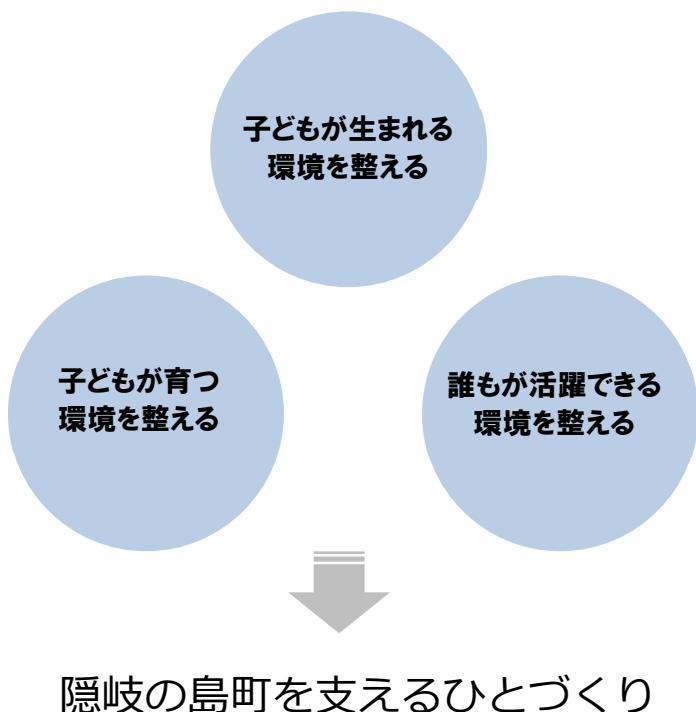
総合的な少子化対策、子育て環境の充実を図るとともに、地域の将来を支える人材を育成するなど、人を育て活かすことで地域活性化につなげていく取組です。

① プロジェクトの背景と狙い

人口減少への対応が喫緊の課題となる中、今後とも本町を持続可能なまちとして維持・発展させていくためには、本町を支える「人」の存在が不可欠です。

そのためには、本町に暮らす町民が未来に希望を持つことができ、安心して子どもを産み・育てることができる環境を整えるとともに、本町に生まれた子どもたちの個性や能力を最大限に引き出し、まちの未来を拓く力へと高めていくことが求められます。また、産業や暮らしの担い手不足が顕在化する中、本町の文化・伝統、産業を次世代に良好な形で引き継いでいく「人」を確保していくことが必要です。

本町でこれまで取り組んできた「隠岐びと」の育成を踏まえ、子育て環境整備、教育環境の充実、まちを支える人づくりを一体的に展開し、元気あるまちづくりを推進していきます。



② 関係する基本施策

- 子育てしやすい環境を整えます (P21)
- 将来を担う子ども達が育つ魅力ある教育環境づくりを進めます (P23)
- 互いに認め合い、誰もが生きがいをもって活躍できるまちをつくります (P25)
- 地域コミュニティのつながりと活力を育みます (P43)
- 協働によるまちづくりを推進します (P69)

③ KPI（再掲）

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
合計特殊出生率 [継続]	2.03	2.28	
年間出生数 [継続]	77 人	110 人	
ふるさと教育の授業時数 [継続]	各学級 35 時間以上/年	各学級 35 時間以上/年	
学校での地域人材活用数 (地域コーディネーター、地域講師、 地域ボランティアの合計) [継続]	2,306 人/年	2,600 人/年	
まちづくりの計画策定への町民参加率 [継続]	100%	100%	

【主なプロジェクト構成課】

保健福祉課・地域振興課・総務学校教育課・社会教育課・公民館

(2) 新しい人の流れづくりプロジェクト

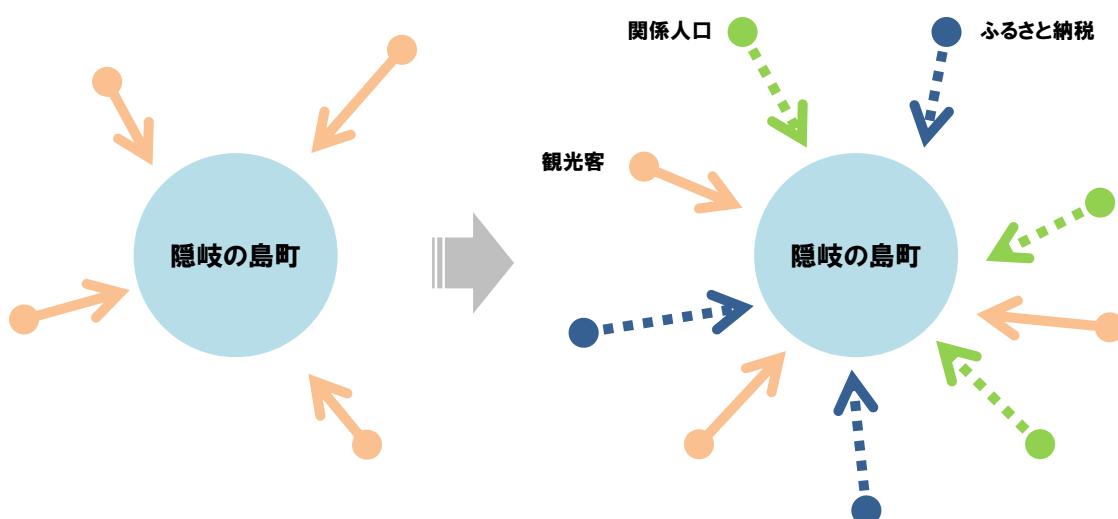
隠岐ユネスコ世界ジオパークのブランド力や固有の魅力の発信と隠岐ならではの人情あふれるおもてなしなどを通じて、観光客から選ばれる観光地づくりを進めるとともに、島外の方に隠岐の島町との多様な「関わり方」を提供し、関係人口の創出・拡大を図ることで将来の移住・定住につなげていく取組です。

① プロジェクトの背景と狙い

本町の活力を維持・向上させるためには、本町に暮らす移住定住人口の拡大に努めるとともに、観光や交流、ビジネスなど様々な機会を通じて、本町へ関わる人の流れを生み出していくことが求められます。

暮らしや仕事に対する価値観が多様化する中、地域コミュニティとのつながりや自然との触れ合いなどを大切にするライフスタイル、また、景勝地や名所見学を中心とした観光ではなく、地域の暮らしや生業そのものとの触れ合いに価値を見出す新たな観光が広まりつつあります。このため、交流・定住人口の獲得に向け、本町ならではの魅力を提示し、本町に関わる人の輪を広げていくことが求められます。

このような中、ふるさと納税、クラウドファンディングなどの新たな仕組みにより、島外の居住者に対し、本町との多様な接点を提示することが可能になりました。関係人口など、島外に居住しながら本町の課題解決に関わる人の存在が注目される中、出身者、観光客など、島外の人たちに対し本町への多様な「関わり方」を提示することで、本町への新しい人の流れづくりを推進します。



多様な関わりができるまちへ

② 関係する基本施策

- 島内をスムーズに移動できる交通環境を整えます（P45）
- 移住・定住しやすい環境を整えます（P47）
- ひとの往来を促す離島交通の充実を図ります（P55）
- ひとを惹きつける観光地づくりを進めます（P57）

③ KPI（再掲）

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
隠岐推定入島客数(隠岐ジオパーク推進機構調べ) [目標値変更]	111,451 人/年	160,000 人/年	隠岐圏域全体の入島客数
隠岐の島町延宿泊数(島根県観光動態調査) [継続]	73,534 泊/年	81,700 泊/年	
隠岐の島町外国人延宿泊数(島根県観光動態調査) [目標値変更]	130 人泊/年	450 人泊/年	
隠岐観光消費額(隠岐ジオパーク推進機構調べ) [目標値変更]	2,999 百万円/年	3,465 百万円/年	隠岐圏域の消費額
U I ターン者数 [継続]	230 人/年	250 人/年	
「つながり会員」新規登録者数[新規]	280 人/年	250 人/年	R4 年度実績 191 人/年

【主なプロジェクト構成課】

地域振興課・商工観光課・保健福祉課・都市計画課・建設課

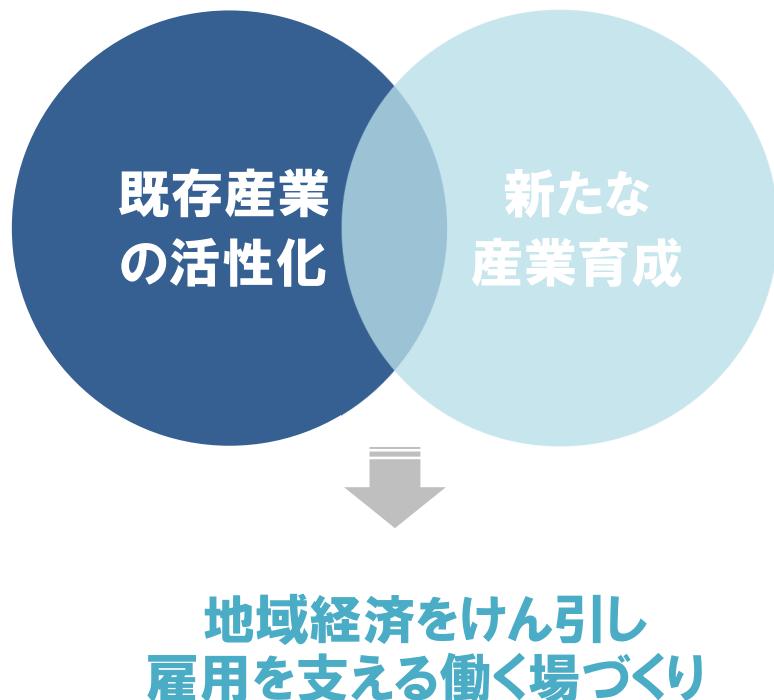
(3) 働く場づくりプロジェクト

地域資源を活かした新たな生業づくりや、既存産業の経営革新、高度化を通じて、魅力ある「働く場」を整えるとともに、担い手不足の解消を目指す取組です。

① プロジェクトの背景と狙い

定住人口の確保、特に若年層の定住に向けては、生活の糧を得るための「働く場」を整える必要があります。働き方改革への対応、女性の社会進出、高齢者の社会参加への要請等、仕事に対するニーズが多様化する中、これらへ対応した魅力ある雇用の場づくりに取り組む必要があります。

本町の基幹産業である農林水産業の魅力化・高度化のほか、農林漁業者を核とした町内の企業間の連携による付加価値の高い商品・サービスづくり、本町の特性を生かした新たな産業づくりに産官学民の総力を挙げて取り組み、地域経済を牽引し、雇用の受け皿となる魅力ある働く場づくりを推進します。



② 関係する基本施策

- 元気で長生きできるまちづくりを推進します（P33）
- 互いを支え合う福祉環境の充実を図ります（P35）
- 移住・定住しやすい環境を整えます（P47）
- 既存産業の活性化と承継を進めます（P51）
- 島の特性を活かした新たな産業を育成します（P53）

③KPI（再掲）

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
シルバー人材センターの会員登録者数 [継続]	65 人	100 人	
処遇改善を達成した福祉職場の率 [継続]	80% (12団体/15団体)	100% (16団体/16団体)	
U I ターン者数 [継続]	230 人/年	250 人/年	
島内開業事業者数（商工会調べ） [継続]	－	60 件	目標値 R7～R11 累計
雇用対策協議会の会員数[継続]	55 事業所	70 事業所	
島外からの企業誘致数 [継続]	0 件	3 社	目標値 R7～R11 累計
地域資源を活かした産業の創出数 [継続]	1 件	3 件	目標値 R7～R11 累計

【主なプロジェクト構成課】

保健福祉課・商工観光課・地域振興課・農林水産課・水産振興室・エネルギー対策室

(4) 経済の好循環づくりプロジェクト

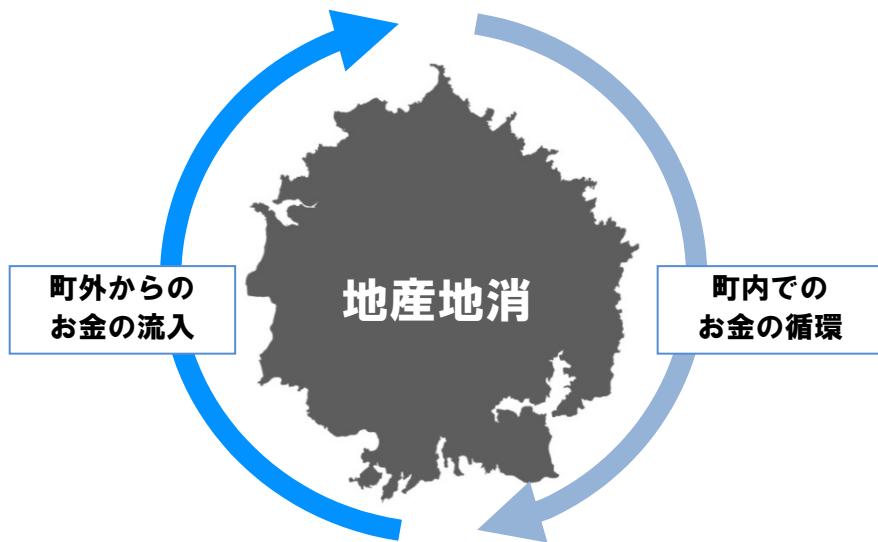
隠岐の島町の活力を高めていくためには、島内の経済循環を高めていくことが有効であることから、島外から流入するお金を増やすとともに、島外へ流出するお金を抑制することにより、島内での経済の好循環を生み出していく取組です。

① プロジェクトの背景と狙い

インターネット通販の普及や物流網の発達等を背景とした量販店の立地により、全国どこにいても安価、品質の高い商品が簡単に手に入るようになりました。本町においても、大手量販店の立地等が進み、買い物の利便性向上に効果が見られる一方で、消費の島外への流出が進み、個人商店の減少、各地域における身近な買い物環境の喪失、中心部のにぎわい低下等の悪影響が顕在化しています。

また、島内で生み出された所得がどの程度島内に還流するかを示す「地域経済循環率」は 67.8%となつておらず、島根県平均（83.8%）を約 16 ポイント下回っています。また、町民の買い物動向調査においては、衣料・身の回り品等がインターネット通販や本土での購入に頼る傾向が高く、総じて、企業活動、町民生活において、島外へ相当量のお金が流出しています。

観光や産業振興を通じた島外からの外貨獲得に努めるとともに、食やエネルギーの地産地消の推進、地元購買に向けた意識啓発等の推進を通じて、島内の経済循環を高める取組を推進します。



② 関係する基本施策

- 既存産業の活性化と承継を進めます（P51）
- 島内流通の活性化を進めます（P59）
- 資源が循環する島をつくります（P63）

③ KPI（再掲）

指標	現状値 R5(2023)	目標値 R11(2029)	備考
島内小売業の販売額 [継続]	10,719 百万円/年	13,304 百万円/年	
学校給食における地産地消率 [継続]	19.4%	20%	目標値等は米以外
木質ペレットの製造量 [継続]	276 t /年	1800 t /年	

【主なプロジェクト構成課】

商工観光課・農林水産課・水産振興室・エネルギー対策室・教委総務学校教育課

